

第2日目（3月1日）

第1回福生市議会定例会会議録（第2号）

平成18年3月1日福生市議会議場に第1回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | |
|------|--------|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 加藤 育男君 | 2 番 | 串田 金八君 | 3 番 | 田村 昌巳君 |
| 4 番 | 増田 俊一君 | 5 番 | 大野 聰君 | 6 番 | 前田 正蔵君 |
| 7 番 | 中森 富久君 | 8 番 | 阿南 育子君 | 9 番 | 高橋 章夫君 |
| 10 番 | 原島 貞夫君 | 11 番 | 森田 昌巳君 | 12 番 | 石川 和夫君 |
| 13 番 | 田村 正秋君 | 14 番 | 大野 悦子君 | 15 番 | 羽場 茂君 |
| 16 番 | 青海 俊伯君 | 17 番 | 今林 昌茂君 | 18 番 | 沼崎 満子君 |
| 19 番 | 松山 清君 | 20 番 | 清水 信作君 | 21 番 | 遠藤 洋一君 |
| 22 番 | 小野沢 久君 | | | | |

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 議会事務局職員は次のとおりである。

| | | | | | |
|-------------|-------|--------------|-------|---------------|-------|
| 議会事務局 局長 | 小林作二君 | 議会事務局 局次長 | 島田幸治君 | 臨時速記 事務補佐員 | 大迫曄子君 |
|-------------|-------|--------------|-------|---------------|-------|

1 出席説明員は次のとおりである。

| | | | | | |
|-----------|--------|-------------------------|--------|------------------|-------|
| 市長 | 野澤久人君 | 助役 | 高橋保雄君 | 収入役 | 並木 茂君 |
| 教育長 | 宮城眞一君 | 企画財政 部長 | 野崎隆晴君 | 総務部長 | 吉沢英治君 |
| 総務部 参事 | 田中益雄君 | 市民部長 | 石川 弘君 | 生活環境 部長 | 田辺恒久君 |
| 福祉部長 | 木住野佑治君 | 都市建設 部長 | 清水喜久夫君 | 教育次長 | 吉野栄喜君 |
| 参事 | 嶋崎政男君 | 選挙管理 委員会 事務局 長 | 山崎典雄君 | 監査委員 事務局 長 | 荒井公雄君 |

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成18年第1回福生市議会定例会議事日程（第2日目）

開議日時 3月1日（水）午前10時

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度福生市一般会計補正予算（第6号）〕
- 日程第3 議案第1号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第2号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条給料関係）
- 日程第5 議案第3号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第4条期末手当関係）
- 日程第6 議案第4号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（第2条給料関係）
- 日程第7 議案第5号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（第3条期末手当関係）
- 日程第8 議案第6号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第7号 福生市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第8号 福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第9号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第10号 福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第11号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第12号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第13号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号 福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第15号 福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第16号 福生市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例

- 日程第19 議案第17号 福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
- 日程第20 議案第18号 福生市国民保護協議会条例
- 日程第21 議案第19号 福生市介護費用等の助成に関する条例を廃止する条例
- 日程第22 議案第20号 平成17年度福生市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第23 議案第21号 平成17年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第22号 平成17年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第23号 平成17年度福生市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第24号 平成17年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第25号 平成17年度福生市受託水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第26号 平成18年度福生市一般会計予算
- 日程第29 議案第27号 平成18年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 平成18年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 平成18年度福生市介護保険特別会計予算
- 日程第32 議案第30号 平成18年度福生市下水道事業会計予算
- 日程第33 議案第31号 平成18年度福生市受託水道事業会計予算
- 日程第34 議案第32号 不動産の譲与について
- 日程第35 議案第33号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第36 陳情第18-1号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める陳情書
- 日程第37 陳情第18-2号 障害者自立支援法に関する陳情書
- 日程第38 陳情第18-3号 サービス利用や負担など介護保険の改善を求める陳情書
- 日程第39 陳情第18-4号 患者負担増の計画の中止を求める陳情書

午前10時 開議

○議長（石川和夫君） ただいまから平成18年第1回福生市議会定例会2日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告をさせていただきます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり、議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、御報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） これより日程に入ります。

日程第1、初日に引き続き一般質問を行います。

まず、16番青海俊伯君。

（16番 青海俊伯君質問席着席）

○16番（青海俊伯君） それでは、さきの通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。要求時間がほかの議員の中で一番長いので、いささか恐縮をいたしますが、いただいた時間をしっかりと使わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。今回、私の方の質問は大きく4項目でございます、順を追って質問をしたいと思います。

初めに、介護保険事業計画（第3期）につきまして3点ほどお伺いをいたしたいと、このように思います。まずは、小規模多機能型居宅介護についてお伺いをするわけですが、平成18年2月3日に答申を見ました福生市介護保険事業計画（第3期）における小規模多機能型居宅介護について、福生市の方向性を確認したいと思っております。

この答申の3ページにありますように、市内の高齢者の意向でもある「住み慣れた地域で生活し続ける」ということにおいて居宅介護の一翼を担うであろう小規模多機能型介護施設は重要な位置を占めるものであります。全国でも多くのモデルケースが既に誕生して、運用されているところでございます。

また、答申の23ページに指摘されていますように、日常生活圏の中にある地域密着型のサービスとして充実・整備をするとありますが、その具体的な条件整備はどのように考えていらっしゃるのか、お伺いをしたい。特別養護老人ホームなどの大型の

施設介護の時代から、「個」を重視する小さな施設での自由度の高いサービスが求められる。いわゆる個人の生活の尊厳、尊厳なる生活と言いますか——「QOL」とよく言われますが、を求めていくことが考えられますが、この小規模多機能型居宅介護につきまして、まず第3期地域福祉計画の中での位置づけがどうなっているのか。

また、福生市として計画をする大まかな施設数などの具体的な、量的な計画はいかなものか。そして誘致、あるいは設置までの市の準備について質問をさせていただきたい、このように思っております。

2番目には、介護保険事業計画3期についての介護予防施策について、所信表明の中でも、施政方針の中でも市長から述べられておりますが、介護予防施策は今後の介護保険制度を継続可能足らしめる重要な課題である、それ以上にまた利用者の側から見れば介護予防施策の実施によって、今申し上げました個人の生活が今まで健常であった、元気であったところと同じ生活のレベル、これは精神的にも肉体的にもそうですが、まさに尊厳ある生活を保つ、営むために欠かせない要件であると考えてところでございます。この第3期介護保険事業計画においては、種々の介護予防施策が示されておりますが、具体的な内容についてお示しをいただければと思っております。

また、その中でどういうふうな事情かわかりませんが、この第3期の事業計画の中には筋力向上トレーニングという導入については具体的にうたわれておらないのです。しかしながら、実施計画の中で筋力向上トレーニングの導入というのを実施計画の70ページの中でうたわれておまして、平成18年、19年、20年、それぞれ約200万円の予算と言いますか、額が計上されております。事業概要としては、運動機能が低下している方や低下する恐れのある高齢者を対象として、地域包括支援センターで作成する介護予防プランに基づいて筋力トレーニングを行い、介護予防を図ると、このようにされております。

ここにも一行程、3カ月の4回というようなことがございますが、この筋力向上トレーニングについての具体的な内容と言いますか、見解をお聞かせいただきたい。この実施計画の金額からすると、いささか器械を市で導入するとかではない方向かなと、こう思っておりますので、具体的にどのような形でこれを導入していこうとされるのかをお伺いしたい。

介護予防施策の2点目としましては、今、各地域体育館等で行われております体操教室が相当人気が出ていて、私の方の近くの武蔵野台の地域体育館などにおきまして、先般お伺いした折りに松林会館の職員の方まで応援に行くくらい盛況であったと伺っております、その各種体操教室の期待される効果と現在の状況と言いますか、これは介護予防についての位置づけをお伺いできればと思っております。

続きまして、介護保険事業計画（第3期）についての3点目でございますが、移送サービスについてお伺いをいたします。現在の居宅介護事業の中で、いわゆるすき間になっている部分で移送サービスが挙げられます。何回か私も一般質問をさせていただいておりますが、非常に微妙な問題でございまして、厚生労働省、あるいは国土交通省、意見が分かれておまして、道路交通法によっても大分制約があると、こういう状況の中でございますが、基本的に自宅から病院までの移送は介護保険制度の中で

は認められていない枠外のサービスになっております。介護タクシーについても、ヘルパーさんはタクシーに乗せるまでであり、介護タクシーの方は乗ってから相手のところまで行く、病院のところにおろすまでで、おろした後はまたヘルパーさんの仕事とこのようになっておまして、利用者の経済的負担も多いですし、結構運行手段としての介護タクシー、あるいは移送サービス事業者と居宅のサービスを行うヘルパー事業者との連携もスムーズに行きかねている場合もままあると、このように現場では感じております。

そこで、福生市としてこの問題をどのように解決していこうとされているのかお伺いをしたい。仮にこの部分を単独施策として確立できると、別な角度で今、検討されているというところの高齢者の足の確保という意味においても課題解決の一助と考えますが、この移送サービスという切り口の面からの御所見をお伺いしたい。以上が介護保険事業計画についての質問でございます。

続きまして、学童クラブについてお伺いをいたします。これは他の議員さんも多く質問もされる予定であると、今回の一般質問の中でも多く取り上げられるわけで、ダブルの場合もあるかもわかりませんが質問させていただきますが、子育て支援事業の一環としての学童クラブのあり方という切り口でお伺いをするところでございます。

学童クラブは次世代支援事業、子育て支援事業の一つとして重要な位置づけにあると考えます。そこで、各小学校区の学童クラブの現状と今後の推移について、待機児童の視点から、その傾向を示していただきたい。

また、東京都の18年度予算の概要が出ておりますが、その中に学童クラブ事業というのがございまして、対象児童を東京都は1年から4学年まで（これは福生市も多分そうになっているはずですが）とうたわれており、補助率が3分の2と計上している状況の中で、福生市の学童クラブに対する施策はどのようなものになっているかお伺いをしたいと思います。

そして、特に個別の案件に入って甚だ恐縮ですが、一小学区の学童クラブのあり方は多くの保護者とか近隣の方からも不具合が指摘されております。今、一小の学童クラブは武蔵野台の児童館に併設されています。併設というか、そこにあります。現状を言いますと、やなぎ通りから南側と言いますか、青梅線を挟んで一小に近い側に現在十数名の児童の方がいらっしゃいます。その方は学童に通うのにわざわざ武蔵野台の児童館まで行かなければいけないというところでございます。

さきの、市からの来年度の取り組みの中で武蔵野台の児童館の学童クラブの定数をふやして何とかしていきたいということではありますが、それは一つの便法と言いますか、一時的な解決策であって、根本の解決策にならないのではないかと考えております。後ほど私なりの御提案をいたしますが、この一小学区の学童クラブのあり方についてどのようにお考えになっているか、その対応についてお伺いをいたします。

続きまして、この一つの解決策として今回、二小学区で第二小学校の余裕教室を使わせていただけるようなことをお伺いをしておりますが、この小学校の余裕教室の活用も大事な視点であると、成果の出ている自治体もあると伺っております。

先般、会派を超えて数名の議員さんと一緒に八王子の楢原小学校を見学させていた

できました。「やればできるんだな」と正直なところ感じたわけではありますが、そのような観点からしまして、いろいろな見方もあろうかと思いますが、この学校内の設置についての考え方について市の所見をお伺いしたい。

そして最後に、子育て支援事業の一環として次世代の育成というのはとても大事なことです。これを役所の機構に当てはめてみますと厄介なことになりまして、教育委員会と福祉部と連携をとらなければいかぬと。片や教育委員会にしてみますと、いろいろな学校のあり方、教育のあり方からすると余裕教室はなかなかないのだということも言われると思いますし、片や何とかすれば2教室ぐらいあくのではないのという発想もございますし、こういう縦割り行政をやめにして、次世代育成という、「育成支援」というくくりで何とか組織づくりをできないものか。組織的に今で十分なのだとお考えなのかどうかをまずはお伺いをしたい、このように思っております。

続いて、大きな3点目、子供を犯罪から守る取り組みについてということで、これは本当は三つあるのです。東京都の予算の概要の説明の中でも三つのくくり方をしています。子どもを犯罪から守る取り組みとして、まず「学校で守る」ということ。「子どもが自分で守る」こと、「地域で守る」という形で、東京都は18年度予算の中で学校で守るところに約11億円の予算をつけております。具体的には、全公立小中学校等の防犯カメラ設置補助、あるいは都立盲聾養護学校の学校安全体制の整備、そして、子どもが自分で守るということについては地域安全マップづくりの推進だとかセーフティー教室の充実を挙げております。

また、地域で守るところにつきましては7000万円の予算でしょうか、街角防犯隊だとか地域ぐるみの学校安全体制整備ということで、この三つの守るを支えるために警察においてはスクールサポーター、民間事業者については防犯カメラを設置する商店街への補助だとか約5億円の予算をつけておりますが、今回質問したいのは、この「子どもを犯罪から守る取り組み」を三つで分けたときに地域で守るところをまずちょっと外しまして、大事な視点ですけれども、時間の制約とかもあるので、私の方は「自分で守る取り組みと学校で守る取り組み」についてお伺いをすることにいたしました。

「自分で守る取り組み」については、まさしく子どもたち自身が教育訓練を受けて自己防衛をしていくことにつながっていきます。これは単なる犯罪だけではなくて、いじめや差別から身を守ることも通じます。さきの定例会、ちょうど1年前ですが、17年3月の第1回定例会の一般質問で、「CAP」の導入について質問をさせていただきました。教育委員会の当時の答弁としまして、「17年度内に試験的にCAPも含めて導入したい」との答弁をいただいたと記憶しておりますが、また、本年1月には緊急シンポジウムを第一小学校体育館で開会して、大勢の関係者の方の参加を見たわけではありますが、そこで、子どもたちが自分で犯罪から身を守る取り組みとして、教育委員会はその後どのようなことを検討して、どのようなことを実施してきたのかをお伺いしたい。

2番目に、自分で犯罪から守る取り組みというのを、どのようにとらえているかお伺いをするものであります。

続きまして、学校で守る取り組みについてですが、これは予算にも計上されていますが、防犯カメラの設置についてお伺いしたいと思います。小中学校以外の子育て支援事業と言いますか、それについて保育園だとか、学童等については4日目に審議される専決処分の中でもお聞きするわけですが、それを外しまして、学校で子どもを守るという方法については幾つかの選択肢があると考えますが、福生市がさきに述べた東京都の補助金を多分使ってだと思いますが、防犯カメラの設置を予算化しておりますが、その防犯カメラの設置をするという理由、ほかの選択肢を選択しなかった理由についてお伺いをしたいと、このように思います。

最後になりますが、4点目、民間住宅耐震診断の助成制度について18年度以降のスケジュールについてお伺いをするものでございます。前回の定例会において質問させていただきました。安心・安全のまちづくりの中でも極めて重要になります。昭和56年の建築基準法改正前の一般住宅の耐震診断の助成に関してでございますが、18年度予算にその準備段階としての既存建築物耐震改修等促進計画の策定として予算計上されたことは、私ども会派としましても予算要望の重点課題としてきたところで、大いに評価をしているところでございます。

そこで、今後の、平成19年度に向けての計画立案から、実際の耐震診断の助成金交付に至るまでのタイムテーブルをお示しいただきたい。これらに関しましては、昨年の特例国会で耐震改修促進法、また今国会ででしょうか、その改正案等が出されていると思いますが、地域住宅交付金の活用などの国とか東京都の施策との関連についてもあわせてお伺いしたいと思います。

原稿のない中で漏れがないと思いますが、るる甚だ雑駁な質問の仕方恐縮でございますが、御答弁、よろしく願いをいたします。まずはこれで第1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) おはようございます。青海議員さんの御質問にお答えをいたします。

介護保険事業計画(第3期)についての1点目の、小規模多機能型居宅介護につきまして、今後の在宅介護の基本的なものとして活用が期待されております。住み慣れた地域で、顔なじみのスタッフによる訪問、通所、短期入所の各機能が包括的に提供されるサービスで、現行の通所サービス利用者で軽い認知症があり、短期入所サービスも組み合わせて利用している方が、このサービスに一部移行すると思われま。

福生市地域福祉推進委員会の中では、福生市の介護サービス関連施設の配置状況を勘案する中で、地域密着型サービスの設置について協議をいただきました。事業計画の中では平成20年度に1カ所の設置を、また提供見込み量といたしまして120人の利用を見込んでおります。現時点では、具体的な政省令が示されていないこと等がございますけれども、状況によりまして前倒しの実施が可能であれば早期に取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

なお、地域密着型サービスでは原則として福生市民のみが利用するサービスとし、保険者である福生市がニーズ等を勘案し、介護保険事業者の協力のもとに小規模多機

能型居宅介護を初め夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護の充実・整備に努めてまいります。

次に、2点目の介護予防施策につきまして大きな柱として要支援、要介護になる恐れが高い高齢者を対象とした地域支援事業や、軽度で心身の改善可能性がある方に対する新予防給付を実施することで介護予防の推進を図ることとしております。

具体的には、地域包括支援センターで一貫性、連続性のある介護予防体制のもとで実施し、基本健康診査、主治医意見書、訪問調査員、家族などから得られる情報をもとに介護予防プランの作成、介護予防ケアマネージメントを行い、個々の利用者にあった最適なサービスの提供を行ってまいります。

既存の在宅サービス内容の見直しに加えまして、新たに地域支援事業の中に介護予防事業を新設いたしまして、身体機能や生活機能の維持、改善のための事業を予定しております。

次に御質問の、パワーリハビリテーションについてでございますが、具体的には運動機能向上のための筋力向上トレーニングが必要であると認められる方を15名程度個別にお呼びして、1クール、週1回のペースで3カ月実施する事業を、4クール予定しております。また、このほかにも口腔機能の向上事業として口腔清掃の自立習慣化、あるいは食べる機能減退の早期対処、また低栄養改善事業として低栄養状態を改善する事業を、専門家指導のもと市内の公共施設で実施する予定でございます。

なお、各事業とも年間60名ほどの参加者を見込んでおります。今までの事業との大きな変化は利用者個人にあったメニューの実施や、一定期間後にその効果を検証することなどでございます。

次に、各種体操教室に期待される効果と現在の実施中の効果についてでございます。現在、各体育館で実施している中高年層を対象とした各種体操教室がございますが、平成16年度からは健康づくりと介護予防の視点から体育館の重点施策として事業の取り組みをしていただいております。実施している教室での期待される効果でありますけれども、運動することにより呼吸循環機能、筋機能、柔軟性などをバランスよく維持向上させることで、生活習慣病の予防や転倒防止などへの効果が期待できると考えています。

また、現在実施中の教室における効果として指導上の観点から参考とするため、一つの教室で簡単に測定できる体力チェックを行っておりますが、教室の参加当初と中間では筋力や歩行速度等に若干ではありますが機能の向上が見受けられております。各機関間の協力ということが非常に大事だろうというふうに思っております。ただ、体育館そのものは市民の体育全体を見ていくという立場がございますので、そういった点での考え方というものを入れていかなければいけないだろうと、こんなふうに思っております。

次に、3点目の移送サービスについて、御指摘のとおり自宅から病院までの移送は現在の介護保険制度の中では認められていないサービスでございます。制度上の大きな枠組みの中で考えていかざるを得ない問題と認識しておりますが、平成17年度には大きな動きとして国土交通省のガイドラインに沿って、22市3町1村で構成する

多摩地域福祉有償運送運営協議会が設立されましたことにより、「福祉有償運送」を実施するNPO等は一定の手続、要件のもとに運営協議会の協議を経て、道路運送法に基づく許可が得られるようになりました。

運営協議会は、国土交通省職員、東京都職員、利用者代表、住民代表、タクシー事業者代表、運転者代表、事務局代表市等の構成によりまして、NPO等からの申請を審議いたす機関でございますが、構成員の意見もさまざまなようございまして、また国土交通省から許可条件の追記等も出されましたので、事業認可までには紆余曲折、いろいろあるようございます。

一方、新たな動きといたしまして国土交通省では、道路運送法の改正案を今国会に提出予定とのことで、現在の許可制から登録制に改正することですが、現段階では詳細はわかっておりません。

次に、福祉交通網の中で福生市の単独の施策としての高齢者の足の確保ということでございます。さきにお話を申し上げました多摩地域福祉有償運送運営協議会において、市内のNPO法人が福祉有償運送の実施に伴う道路運送法第80条第1項の許可に向けて申請中でございます。さらに、福生市社会福祉協議会が同様の申請を行い、審議をいただく予定でございます。また、先ほども述べましたが、道路運送法の改正案が今国会に提出されているということでございますので、そのような中での福祉有償運送の幅が広がること、あるいは充実されていることなどができればというふうに注目をしているところでございます。いずれにしましても、社会的弱者の足の確保の一部分を担っていただけるのではないかと期待を持っているところでございます。

次に、学童クラブについて、子育て支援事業の一環としての学童クラブのあり方についての1点目、各小学校区の学童クラブの現状と今後の対応及び推移についてですが、平成18年度の学童クラブの入所申し込みは本年1月4日から27日までの受け付けをいたしました。その後、追加申し込みもございまして、現在、申し込み総数は506人、前年比プラス6人ございまして、入所人員が460人ですので、待機児童は46人となる見込みでございます。小学校区の学童クラブごとの状況が必要であれば、後ほど福祉部長から答弁をいたさせます。

市では、平成18年度の学童クラブの対応につきまして、庁内の学童クラブ施設の拡充に関する検討会で議論を重ね、その後教育委員会内部で設置した学校施設利用検討会において、年々増加する入所希望者に対し多くの待機児童が想定される学童クラブから、順次検討の対象といたしまして対応を図ってまいりました。

具体的には、現行の施設で活用できる部分があるのか、また、新たに設置できる施設の可能性を検討し、検討の過程では基本的な考え方として児童の安全確保の視点から学校の余裕教室の活用を第1に、地域会館など現在他の団体が使用している施設を第2として検討してまいりました。

この結果、平成18年4月1日から第一小学校区の武蔵野台クラブにおいてお話教室を活用して10人増員し、第二小学校区のたんぼぼクラブでは第二小学校内の余裕教室を目的外使用として、臨時第二たんぼぼクラブとして定員30人で開設いたす予

定でございます。

なお、本定例会に「福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例」を提案してございますので、後ほど御審議をお願いを申し上げます。

また、今後の推移についてでございますが、当分の間、学童保育ニーズは増加するものと思われまます。引き続き学童クラブ施設の拡充に関する検討会において、待機児童の解消を最優先に、需要予測を見極めながら対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の対象児童を1～4学年までとしている状況の中での福生市の学童クラブに対する施策、こういった御質問でございます。市でも学童クラブの対象児童は市内に居住する小学校に就学している概ね10歳未満、4学年までの児童と定め、事業を実施しております。市での学年別で見る学童保育希望率を平成17年度ベースで見ますと、1学年が39%、2学年で31.6%、3学年で20.5%、4学年で2.9%、合計平均で23.3%という状況でございます。1、2、3年生の希望が主で、4年生になりますと極端に下がっている現状でございます。希望される方が全員入所できることが一番望ましいと考えておりますので、当面、いずれにいたしましても待機児童の解消策に取り組んでまいりたいと存じます。

次に3点目、第一小学校区の学童クラブのあり方についてですが、第一小学校区の武蔵野台クラブにつきましては、平成8年9月1日に武蔵野台児童館・図書館の開館に伴い、それまでの扶桑会館から学童クラブ事業を児童館内に移管し、現在に至っている状況でございます。御承知のとおり、第一小学校区の通学区域は東西に大変細長く、学童クラブ施設の設置場所の選定は非常に難しいものがございまして、不便を感じている方もいらっしゃるのではないかと存じます。18年度には間に合わないところでございますが、今後、このことにつきましても検討会の中で十分議論して結論を出していきたいと、そんなふうに思っております。

次に4点目の、一つの方法としての学校内設置の考え方ということでございます。さきにも申し上げましたが、今回、第二小学校において学校施設の目的外使用として臨時的に学童クラブでの使用が可能になったところでございます。市としては初めての試みでございますので、具体的な対応は今後学校側とも十分に協議する中で進めてまいりたいと存じます。また、モデルケースとしての使用でございますので、保護者の方々の意見もお伺いしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、児童というのはトータルな人でありまして、役所の縦割りの組織の中でどうのこうのというよりも、ひとりの人間として健全に育成されていくということが必要であるというふうに思っております。そういう意味では全機関で共同して対処していくと、そのことが子どものためであろうと、こんなふうには思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、5点目の組織の関係でございますが、今のお話とも関係がございませけれども、社会状況や市民ニーズの多様化など行政を取り巻く環境は日々変わっておりまして、的確に対応するための組織として定例の改正にとらわれずに随時の見直しを行っております。また、次世代育成、子育て支援などは各部署にわたる課題であり、総合

的な対応が必要であるため、横断的政策課題に対する部長本部長制度を活用し対応を図っております。しかしながら、縦割りの現行部課長制度と、それから、現在出てまいっております横断的政策課題、いろいろございしますが、これらのものを効果的、効率的に対処するためには現行の組織では限界があることも認識しております。

ただ、例えば教育委員会の権限に属する部分、それから私どもの方の権限に属する部分、その部分を一緒にするというはなかなか難しい問題もございしますので、庁内の組織検討委員会で部長本部長制度を活用しつつ、市民ニーズにあった市民サービス向上のための組織について検討し、改正できるところから変えてまいりたいと思っております。

次に、子供を犯罪から守る取り組みについては教育委員会からお答えをいたします。

次の民間住宅耐震診断助成制度についての18年度以降のスケジュールについてでございますが、1点目のタイムテーブルですが、平成18年度に耐震改修促進法に基づく住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱に位置づけられております住宅・建築物の耐震化を総合的、かつ計画的に促進するため、促進計画策定の予定をいたしておりますので、この促進計画により対象戸数等の数値目標を定め、補助金を国に要望することになります。建物の耐震診断、改修は早くても平成19年度より実施してまいりたいと考えております。

次に、2点目の国や東京都の施策との関連ですが、国においては平成7年に発生した兵庫県南部地震を教訓に耐震改修促進法が施行され、さらに、首都直下型地震など甚大な被害を未然に防止するために建築物の耐震改修を強力に推進していくことから、ことし1月に改正耐震改修促進法が施行され、耐震化目標や基本方針が盛り込まれておりますので、当市でも国の示す基本方針を勘案して、市域内の既存建築物の耐震診断及び耐震改修等の施策について総合的な展開を考えてまいります。

また、国の交付金支援制度の地域住宅交付金は公的賃貸住宅等の整備に関する特別措置法が根拠法で、地方公共団体が主体となる地域の総合的な住宅施策であります。これまでに東京都が主体となりまして計画期間を平成21年度とする地域住宅計画が国から承認されておりますので、市の場合、この計画期間内の一つに位置づけられております住宅施策支援事業として既定計画の見直しと総合的な住構造改革を目的とする住宅マスタープランを、平成18年度に策定をいたしてまいりたいと考えております。その中で、支援策等についても具体的に考えていきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

以上で、青海議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 青海議員さんの御質問にお答えをいたします。

子供を犯罪から守る取り組みについての1点目、自分で守る取り組みについてでございますが、昨年来、広島県や栃木県で幼い命が奪われるなど、学校を巡る悲惨な事件が発生をし、昨年秋には本市におきましても不審者による事件の報道があったところでございます。このため、教育委員会といたしましては御指摘いただきました「自分で犯罪から守る力の育成」と「多くの人目で子どもを守ること」を最重要事項と

考え、各学校に対しまして改めて安全管理の徹底及び安全教育の充実を求めるとともに、緊急シンポジウムの開催や、「子ども110番の家」のさらなる充実などに取り組んでまいりました。

昨年年第1回定例会で御質問をいただきましたCAP等の外部機関の活用につきましては、その折りにお答えをさせていただきましたように、PTAなどが実習をいたします場合の教育委員会としての支援のあり方を検討をいたしてまいりました。検討の内容といたしましては、一つには近隣の教育委員会での実施状況、二つには子どもの安全にかかわる各種機関の活動内容や予算、三つにはセーフティー教室など各学校の安全教育の実情の3点でございます。このうち教育委員会主催での実施は、近隣市では特に実績がなく、ごく少数ではありますが、PTA主催での実施があるようでございます。

二つ目の、各種機関につきましては、御質問いただきましたCAPのほか非暴力的危機介入法研究所、子どもの危機回避研究所等の機関につきまして指導方法や必要経費等について調査をいたしました。いずれも役割演技や自己主張訓練等の教育相談の手法を取り入れたプログラムで構成されており、自分で自分を守る力を育むために有効な方法の一つであると思われま。

3点目の、学校の安全教育につきましては、各学校とも学級活動を中心に通学路の安全確認や声を出して逃げるなどの不審者対応等に取り組んでおりました。中でも東京都教育委員会が平成16年度から取り組んでおりますセーフティー教室は市内全校で実施をいたしております。

以上の点を総合的に判断をいたしました結果、CAP等の外部機関を安全教育に導入したいとの申し出があった場合には、予算措置等につきましてはその都度検討することといたしまして、安全対策の重点にはセーフティー教室を中心とした安全教育の一層の充実を図ってまいることといたしました。

具体的には、次の2点を中心に子どもが自分で自分を守る力を身につけてまいります。第1には、安全教育に対する教員の指導力の向上でございます。4年間継続しております玉川大学アドベンチャープログラムの研修に派遣をいたしましたり、学校事故防止研修会や教育相談研修会の中に、ソーシャル・スキルや自己主張法のプログラムを取り入れるなど、研修内容及び方法の工夫をいたしております。

第2に、セーフティー教室の一層の充実を図るということでございます。セーフティー教室は児童・生徒、教職員、保護者や地域の方々が一堂に会しての犯罪被害防止の学習と、家庭、学校、地域社会の連携による児童・生徒の非行や被害防止の話し合いがセットとなった取り組みでございます。各学校では警察等の協力を得まして、人形劇や役割演技を取り入れるなど、被害防止学習の充実を図っておりますが、保護者の参加が数名から30名と少なかった点が課題としてございます。今後は、各学校でより積極的に参加の呼びかけを行うよう指導いたしますとともに、教育委員会といたしましても、例えば道徳授業地区公開講座のような取り組みと同様、広報活動に努めてまいりたいと存じます。

次に、2点目の学校で守る取り組みにつきましての防犯カメラを設置する理由につ

いてでございますが、学校は本来、児童・生徒が安心して学ぶ場所でございますが、生命が脅かされるようなことは絶対にあってはならないことから、学校における防犯対策に万全を期することは極めて重要なことと存じます。

このところ、各地で学校を巡る悲惨な事件が発生をいたしておりますが、児童・生徒が安心して学校生活を送っていくために犯罪被害の未然防止の一つとして防犯カメラの設置に向けた動きが出てきております。学校の安全確保の取り組みには警備員の配置、警察OBによる巡回、保護者・地域の皆さんによる見守り活動、あるいは門扉の施錠などがあるところでございますが、今回の防犯カメラの設置につきましては本年1月、東京都から都内の全公立小・中学校へ防犯カメラを設置するための補助制度を創設し、平成18年度予算に盛り込む計画とのことから、各区市町村に対しまして設置の要請がされたところでございます。

これまでも、学校現場からは夜間における敷地内の侵入や飲酒、たばこの吸いながらごみの散乱、あるいはたき火の跡などが見られることから、その対策が求められていた経緯もありまして、本市といたしましては全都的に整備が図られるということでありまして、この際、この補助による助成を受けながら防犯カメラを設置をいたしまして、学校内への不審者の侵入防止、あるいは夜間の学校管理への対応に努めてまいりたいと考え、平成18年度予算に防犯カメラを設置するための事業費を計上させていただいたものでございます。

防犯カメラの整備内容につきましては、全10校それぞれにカメラ4台、モニター2台、レコーダー1台、インターホン1台、撮影周知看板2カ所を基本として設置をしてみたいと考えておりまして、特に監視をするための新たな人的な配置まではございませんが、来校者をカメラが感知いたしますとアラーム等によりそのことがわかるシステムにいたしまして、学校での常時監視する負担をなるべく軽減できるようにいたしてみたいと考えております。

今後とも、学校におけます安全について研究をさせていただきながら、安全・安心な学校づくりに努めていかなければならないと考えておりますが、何よりも学校は多くの市民の目で見守っていただくことが大事なことと存じます。したがって、このような視点での取り組みに重点を置いてまいりたいと存じます。

以上、青海議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○福祉部長（木住野佑治君） 市長の補足答弁をさせていただきます。

各小学校区の学童クラブごとの状況でございますが、まず第一小学校区の武蔵野台クラブにつきましては申し込み人数が77人、入所人数が73人、待機人数が4人でございます。第二小学校区につきましては、申し込み人数が80人ございまして、たんぼぼクラブと臨時第二たんぼぼクラブに振り分けを行いまして、その結果、たんぼぼクラブへの入所人数が53人、臨時第二たんぼぼクラブへの入所人数が27人、したがって待機人数はございません。第三小学校区のさくらクラブにつきましては申し込み人数が85人、入所人数が65人、待機人数が20人でございます。第四小学校区のみかぎりクラブにつきましては申し込み人数が47人、入所人数が44人、待機人数が3人でございます。第五小学校区のみかたけクラブにつきましては、申し

込み人数が40人、入所人数が40人、待機人数はございません。第六小学校区、亀の子クラブにつきましては申し込み人数が59人、入所人数が53人、待機人数が6人でございます。第七小学校区の田園クラブにつきましては、申し込み人数が80人、入所人数が67人、待機人数が13人でございます。第二小学校区と第三小学校区を対象としております熊川クラブにつきましては申し込み人数が38人、入所人数が38人、待機人数はございません。

以上の状況で、合計いたしまして申し込み総数が506人、入所人数が460人、待機人数が46人となっております状況でございます。

○議長（石川和夫君） 11時まで休憩いたします。

午前10時49分 休憩

~~~~~

午前11時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（青海俊伯君） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

そこで、何点か、順を追ってと言いますか、ちょっと順番がずれますが、質問なり要望なりをさせていただきます。

介護保険事業計画のところから、質問させていただきます。小規模多機能型居宅介護、要するに地域に長く住んでいらっしゃるお年寄りが、高齢者の方が先々も大きな施設に入るのではなくて、今までと同じような日常生活が送れるように、地域の中で、隣近所、知っている方がいらっしゃる中でゆったりと生活ができると、体力の衰え、あるいは機能の低下等の部分をサポートしてもらいながら、安心した老後の生活ができるという意味では大事な、これから中心になる施設かと思っておりますが、そこで御答弁の中で平成20年度を目途に1カ所の設置を見込んでいると、どのようになるかわかりませんが、一応とにかく1カ所、120人ぐらいの利用見込みであるということでございます。そこでお聞きしたいのですが、実は痴呆症、今は認知症と言っておりますが、認知症対応のグループホームをつくる折りに、地域福祉計画の中で、もう2年ほど前でしょうか、各自治体、市区町村が計画を載せていると。載せていない場合には事業主体者が申請をしても計画に載っていない場合にはなかなか設置ができないような部分というものがございました。

現実、福生におきまして当時1カ所を予定はしているのだけれどもという中で、種々検討して現在あるところに行っているわけですが、今回の、平成20年度あたりにできればということにつきましては、福生市民のみが利用する。もちろん地域密着型ですから当然のことですが、保険者が福生市であると、ニーズも研究しながら、それぐらいのところでは1カ所をとりあえず計画として持っているということであると、介護保険の事業者、いわゆる施設をつくって運営しようという方が何社かと言いますか、何名かいらっしゃる折にはこれはどんなふうな対応をとられますか。具体的に、先に行った者の順になるのか、要するに申請した者の順になるのか、あるいは地域内の、福生市内の事業者が優先になるのか、どのような基準で判断されるのであろうかというところでございます。

そのときには、保険者は福生市でございまして、ニーズ等も勘案してやると。事業者の協力のもとにということでありますから、そのときに条件的には居宅介護のみならず夜間対応型の訪問介護、認知症対応型の通所介護、いわゆるショートステイだとか夜間対応型、24時間の訪問介護も含めてのサービス拠点となると、そういう要件が整っていなければいけないとかといういろいろな問題が出てこようと思うので、その辺につきましてどのような基準でもって業者さんと言いますか、事業主体者が事業を行いたいといったときに選定をしていくのか、具体的なところが決まっておりますら、あるいは方向づけだけでも結構でございますので、「こうしたい」というのがありましたらお知らせいただきたい。研究中なら研究中でも結構でございますので、20年に1カ所、あるということでありましたら、相当手が挙がるのではないかとこのように思っております。

さて、続きましてもう一点、急に再質問をして恐縮でございますが、こういうのがないとなかなかよくないので。介護予防体制のお話をいただきまして、基本健康診査主治医の意見書、訪問調査員、家族などから得られる情報をもとに介護予防プランを作成していくということで、しごく納得の行く答弁でございましたが、そこでちょっとお聞かせいただきたいのですが、今実は、今度の18年度の基本健康診査の折りに厚生労働省から25項目の介護予防のための生活機能評価が、判定報告書を出せと、その費用負担は基本健康診査の一環だから国は出さないよという形で今来ていると思いますが、この25項目の判定報告書についての動きはその後どうなったのか。私どもの方も先週、私どもの国会議員と都議会議員の方にはこの実情を話して地域の自治体は困っていると、費用負担を全部こちらにして、これがないと基本健康診査の補助金も出ないというような形は困るという形を言っておきましたけれども、現状自身のこの介護予防の中で大事な、介護予防のための生活機能評価ですから大事なことになると思うので、事実関係だけ確認をさせていただきます。これが2点目でございます。

さて、3点目にパワーリハビリテーション、筋肉向上トレーニングの件についてお伺いをいたします。年間60名ほどの参加を見込んでおるという形で、ワンクール、週1で3カ月実施という形で、15名程度という形でございますが、先ほど言いましたように実施計画の中では200万円ぐらいの予算でございますので、これは多分金額ベースから言うと通常、器械は外国の器械で5種類ぐらいあったと思いますが、人件費等を含めると200万円では上らないと思うので、多分委託か何かをされるのではないかと思うのですが、具体的な業務の運営の仕方と言いますか、委託をされるのか指定管理者で持っていこうとされるのか、その辺のあたりをお聞かせいただければと。詳細は今回、18年度の予算審査特別委員会もございますので、そちらでお聞きしてもいいのですが、概略この場で教えていただければと思うしております。このパワーリハビリテーションの件が1点でございます。

それと、移送サービスにつきましては「多摩地域福祉有償運送運営協議会」という、もう妙に長い名前で見えていますと、内容を見ますと、国交省の職員とか都の職員と利用者代表、業界の代表の方云々ですと、これは答えが出てこないのではないかと、利害が全く相反すると言いますか、というような気がしてなりません。気がしてならな

いのですが、ですからこれはどうこうはないのですが、今申し上げましたように国交省の動き、道路交通法の改正だとかをにらんで、刻々と移送サービスを取り巻く法整備が変わってくるかなと、年度をまたがずに刻々と国会の各審議の中で変わってくるかと思っておりますので、ぜひともこの点は情報収集をしっかりといただいて、落としどころと言いますか、うまいぐあいに社協なりNPOなりを活用して、あるいは現状の——地方などでは特区を使ってタクシー業界の方々が介護タクシーなり福祉タクシーとしてかなり重宝してやっている部分もございまして、そういう構造特区の問題等も含めて研究を進めておいていただきたいと思いますので、この移送サービスについては要望だけにとどめておきますので、ぜひとも研究等進めておいていただきたいと思いますように思います。

さて続いて、学童クラブでございまして、ありがとうございます。御答弁をいただいて、個々の内訳等をお伺いしました。全体で46名の待機児童がいると。そうすると、4年生のみならず3年生も多分一部入るかなということございまして、東京都の方でも市の方でも1年から4年までとなっておるわけですので、これは子育ての支援と言いますか、次世代育成ということから言いますと保育園の待機児童ゼロ化と同じぐらい、もしかするとそれ以上に大切な事業だと思っております。そういう意味で、18年度においてはこのような形で一番大変なところにおいても、今回地元の武蔵野台の方を挙げましたが、何とか10名増員をすると、「10名増員するのではおさまったね」と机上ではこうなるわけですが、実際に熊川の武蔵野台の児童館の現在のところを見に行きますと、ちょうどこのふえる部屋は職員の方々からすると部屋の裏方と言いますか、目の届かない死角になるところなのです。現実問題として、この間私がお伺いしたときには五十数名の子どもがいたので、おやつの間だったのですが、それでももうほとんど満員状態で、これが動き始めたらどうなるかなと思っております。甚だ心配であります。人数的には追っつけて入ったかなというところございまして、ぜひともこの今年度はという、18年度は難しいのだけれどもという形で、第一優先で学校の余裕教室の活用、あとは地域会館などの現状、他の団体が使用している施設を第二優先として検討をしていきたいということでございまして、検討会の中でも今年度はこのことだけれども、間に合わないけれども、十分議論をしたいということでございまして、ぜひとも一小学区につきましては、御提案でございまして、10年前までやっておりました扶桑会館に、さっき言いましたようにやなぎ通りから南側と言いますか、近所のお子さんがはるばる青梅線を超えて、産業道路を超えて行かなくてもいいように、扶桑会館だけではないですが、近場でできる方法もあるのではないかとこのように思っておりますので、十分御検討をいただきたい。こう思うのですが、昔やったものをまたやるなどというのはみっともないと思われるのかどうか分かりませんが、私はそういうことはないと思うのです。10年もたつてこれだけ子育ての環境は変わってきて、少子高齢化になって子どもたちの数は減っているけれども、働くお母さんの数が圧倒的にふえてきているという中で、子育ての支援というのはやはり大事なところですので、この扶桑会館についてどのように考えているか、せめて研究していくとか、ちょっと具体的に考えてみるとかという答弁がもらえれば

いいかなとこう期待をしますが、その辺についてお答えをいただきたい。

さて続きまして、ちょっと順番をずらさせていただきます。子どもを犯罪から守る取り組みについてはちょっと長くなるので、民間の住宅耐震診断の助成制度についてでございます。御答弁をいただいた内容からしますと、今回におきまして今年度でもって要綱を、計画をつくることによって19年度から耐震診断に対する補助金が出せる体制ができるかなということでございますので、1点確認でございますが、耐震診断をしましたと、その後に改修が必要になるとした折りに改修に対しての一定の補助も平成19年度ぐらいに運用できるのか、あるいはそれは20年度になるのか、ざっとの計画で結構でございますので、お知らせいただきたいのが1点。もう一点は、住宅マスタープランを18年度に策定していきたいということでございますが、さきの一般質問でお話をさせていただいた高齢者、あるいは外国人等を含めまして質の高い住宅に住めるという意味で、住宅基本条例のお話をさせていただきましたが、それと住宅マスタープランとの関係についてどのような位置づけで考えておけばいいのか。これは企画財政部長の方の御答弁になるのか、都市建設になるのかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと、この民間住宅の耐震診断については二つお願ひをいたします。

さて、子どもを犯罪から守る取り組みについてでございますが、結論から言うと福生市については学校の先生の指導力を高めることを中心にセーフティー教室を強化してやっていきたいということでございますが、そもそもセーフティー教室と、子どもが自分で自分の身を守るという意味合いのものとは根本的に違うのです。どう見ても違うのです。

セーフティー教室というのは、警察が中心になって具体的なハードな部分と言いますか、技術論が中心となっております。例えば埼玉県警の資料ですと「子どもを犯罪から守る根幹は家庭の教育です」と、「ひとりにならない。知らない人について行かない。車から声をかける人には注意する。車には絶対乗らない。エレベーターに乗る際には十分注意し、周囲を確認してから乗る。日ごろから避難できるお店や子ども110番の家の場所を確認する。危険を感じたら大声を出して逃げ、近くの大人に知らせるなどの防犯対策を家庭で繰り返し繰り返し教えてください。これはだめでなくてどうしてエレベーターに乗るときに気をつけなければいけないのかなどをお子さんに考えさせ、納得させてください」というのが、埼玉県警の資料でございます。

さっき一つのものとして紹介したCAPなどは、その前提に子どもの権利、人権というものが一番大事なのだというので、子どもの三つの権利を教えています。「安心」と「自信」と「自由」と、だからいじめてはいけないのだ、差別してはいけないのだ、暴力も、自分からする暴力もあるしということでございます。どちらを取るかは別個としましても、どうも違うような気がしてなりません。

そこで、お尋ねしたいのですが、教育長答弁でもありましたけれども、セーフティー教室その他につきましてもなかなか地域に認知されていないと言いますか、これは子どもの問題であると同時に大人の問題なのです。という意味から言いますと、大人の側にどこまで子どもの安全を守るということを周知できるか、身につけてもらうか

というものが大事かと思えます。そういう意味で、そういうCAPだけでなく、各地でこんな取り組みをしているので、福生市においても地域の安全マップとか、この間の一小のシンポジウムのときにもすばらしい催しが出ておりました。

今回、御紹介するのは三鷹の地域マップでございます。これが各学区ごとに全部置いてあって、これは福生で言うと公民館とかそういうところで自由に、それぞれの家庭の人が持てるようになっていきます。これはPTAとか大人がつくったものです。子ども自身がやるという意味で大事なことは、三鷹市地域安全マップというのはこういうシールをつくっています。子どもが自分の目線で大人がつくったものにシールを張っていくのです。「自分の家はどこにありますか」と、これをはがして自分の家を張って、自転車が置いてあって危ないなとか、夜は人がいなくて怖いところだよと自分で確認をしていく、こういう作業がとても大事になってくると私は思います。もちろん、CAPのようにロールプレイをしてやることも前提でございますが、いろいろな取り組みがあります。

一方、セーフティー教室と言われている部分で言うならば、これは警視庁のホームページに載っているのですが、城東パトクラブという、本当はこれは立体の絵になるものですが、「ともだちがつれていかれそうになったらどうするのですか」という絵があって、答えは「ちかくのおとなやおまわりさんにしらせませす」と警告には書いてあるのです。こういうのをやりながらやっていく。これは具体論なのです。要するに連れて行かれたらどうしよう。何されたらどうしようという部分でとどまっているのです。でも本当はCAPのもとにはさっき言ったように自由だとか人権の問題にまで踏み込んでいるというところがとても大事であって、自分自身がとても大事な存在なのだ、だから友達もすべての生き物が大事なのだというところを教えあってあげるところからスタートしていかないと、技術論だけではいけないのではないかと。そういう反省に立って、これは世田谷区ですが、世田谷区は「子どもの危機回避プログラム」というものをつくっています。これはホームページから引き出せるのですが、これは何が書いてあるかということ、まず首長さんのあいさつです、これは世田谷区長ですが、ここに野澤市長があいさつして載っているわけです。それで子どもを危険から守るために初めての「行ってきます」を応援しましょうと、これは就学前のお子さま向けのものですが、要するに地域の中でこんなところは気をつけましょうという以外に、保育園なり幼稚園の危ないところ、気をつけなければいけないところはこうですと、これは園の先生にも保護者にも、そして地域においては子どもをねらう犯罪を地域で防ごうという事細かに書いたものをそれぞれこういう形で利用して、ぜひともこのプログラムをきっかけにして親子で、あるいは子どもの周囲にいるすべての大人で何をすべきか考えましょうというところまで踏み込んでおります。

そういう意味から言いますと、これは私は質問の中では教育委員会から答弁をいただいたわけですが、先ほど言いましたように子どもの安全を守るとなってくると幅広く、市全体が取り組んでいかなければいけないことではないかと思うのですが、このような他市の例を今御紹介しましたが、福生におきましては今やっつけらっしゃる、自分で自分を守ることにについて教員の指導力を高めること、セーフティー教室の

一層の充実を図ることを目指していくということで事足りているとお考えなのでしょうか、どなたか組織を超えて適切な御答弁をいただきたいと、このように思います。御答弁をいただいて要望して、ちょうどいい時間かと思しますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○福祉部長（木住野佑治君） 青海議員さんの再質問にお答えいたします。

介護保険制度の関係の中で、施設の整備の判断基準というようなことでございますけれども、現時点でははっきりした基準というのは確かにございませんで、今まで大型特養等は議会の方に御相談をしながら設置してまいったわけでございますが、現在、福祉関係の施設につきましては福祉部内で施設等が今どのくらい必要かというものをまとめておまして、それを地域福祉推進委員会の方にお諮りいたしまして、その御意見をいただきながら、また庁議等に諮りまして、そして議会の方にまた報告させていただきたいというようなこともございます。

それから、判断基準につきましても現在ないわけですが、今度は地域包括支援センター運営協議会委員というような委員も設置する関係がありますし、地域福祉推進委員会の委員さんもいらっしゃいます。そういった委員さんの御意見等を聞く中で、ある一定の方向性を出していきたいとこのように考えております。

それから、基本健康診査の関係ですが、確かに議員さん御指摘のとおり出さないようなという方向でというようなことですが、どうも国は基本健康診査の中にこの25項目のことも当然入っているのだという考え方のございまして、現時点でははっきりその部分が来るのかどうか——例えば今までは保険事業負担金という基本健康診査の国の方の負担金があるわけですが、その中に入ってくるかどうかというのは現時点では申しわけないのですが、わからないわけでございます。

それから、パワーリハビリテーションの関係でございますけれども、18年度から筋力向上トレーニング事業を実施させていただきたいと思っておりますが、これは公共施設、保健センター、福祉センター等で業者委託方式で多機能マシンを持ち込みまして実施する予定でございます。1指導時間、大体120分、2時間でございます。人的な配置につきましては健康運動指導師、あるいは同等以上の資格、専門性を持つ指導員、こういう方が1人と、アシスタント指導員が2人というような体制で、先ほど市長の方から答弁がありましたが、ワンクール、週1回で3カ月で12回というような行程で、持ち込み器具は多機能マシン、運動グッズ、体力測定機器1式、握力計、筋力測定器、ストップウォッチなど、そのような事業概要でございます。

それから、学童クラブの関係でございますけれども、扶桑会館につきましては実は武蔵野台クラブの10人の増員をする前の、それと並行しまして扶桑会館の利用につきましても活用ができるのかどうか検討をいたしましたわけでございますけれども、現在の会館の利用状況を確認いたしましたところ福祉団体、児童団体、社会教育団体とさまざまな団体が数多く利用しておまして、学童保育室として専有することが大変難しい状況であったわけでございます。そのような状況の中で武蔵野台クラブの方で増員ができたというようなことで、18年対応についてはそういうことだったのですが、今後、学童クラブ施設の拡充に関する検討会におきまして、また再度その辺のところ

も検討していきたいと考えております。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、青海議員さんの再質問にお答えさせていただきます。私の方からは、耐震診断の助成及び改修の助成、これの制度を19年度から実施するのか、それとも20年度から部分なのかと、このようなことだと思うのですが、基本的には19年度耐震診断助成及び改修の補助を実施したいと考えているわけですが、幾つかの不確定要素がございます、一つには昨年12月議会のときに青海議員さんの御質問にお答えしている中で、56年6月以前に建てた建物が福生市には8350戸あるわけですが、これを全部というわけにはいきませんが、そのうち防火木造につきまして4300戸あるわけですので、ただ、これをというほかに景観の観点やその他の観点からさらに住居以外で文化財、あるいは文化財的価値のある建物、あるいは景観の観点から重要な建物等も考慮に入れていくことも必要かなと、こんなふうに考えているところでございます。

それから、もう一点の不確定要素といたしましては緊急道路輸送での沿道の建築物の耐震診断、あるいは耐震改修の補助でございますが、これは国、あるいは地方と書いてあり補助するということになっておるわけですが、福生市には都道が非常に多くございまして、都道の沿道ということになりますと都での対応になるのかなと、こんなふうに考えますので、この辺の東京都の対応が18年度にある程度方向性が出るのではないかとこんなふうに思っているところでございますので、これら2点の要素の状況を今後の計画策定をする中でどのようになってくると、こういうことが考えられますので、この内容によっては改修については20年度から実施と、こういうこともあり得るということを視野に入れながら、今後計画を進めていきたいと考えております。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、住宅基本条例との関連でございますけれども、当市におきましては定住化率の低さといった面がございますし、また高齢者の方、あるいは障害者の方が安心して暮らせる住環境整備が必要であると、そのように考えております。

そのためには、震災対策やバリアフリー、それに環境対策などの一般住宅の質の向上等住環境整備を含めました定住化促進対策としての総合的な住宅政策が必要であると考えております。その前提となります住宅マスタープランにつきましては平成18年度に見直しを行うといたしております、その策定の際、また策定後の具体的な推進の過程でこの住宅基本条例につきましても検討を進めていきたいと、そのように考えております。

○教育委員会参事（嶋崎政男君） 自分で自分を守る力についてでございますが、私どもは10の力に分析してございます。危機判断力と情報収集力、危機回避力等々ございますが、根底には御指摘いただきましたように人権尊重の意識の高揚があるかと考えております。本市の教育目標の第1には、この人権尊重を掲げておりますので、安全教育につきましてもこの視点を決して忘れることなく進めてまいりたいと考えております。

さて、その10の力でございますが、御指摘いただきましたように学校の力だけで

は十分とは言えないということが、10の項目のそれぞれの活動に対して評価をしてみても改めて確認いたしました。

例えば、危機認識力、危機予知力等につきましては地域振興課の方で推進していただきました地域での安全マップづくりが大変効果的でございますし、また自己主張力ですとか危機回避力につきましては、先ほど御質問にございましたセーフティー教室が大変有効かと考えております。

御質問にございましたCAP等の外部の団体の評価も非常に高うございます。そこで、それぞれの足りないところを補うような形での総合的なプログラムを再度考えてみたいとこのように考えております。

○16番（青海俊伯君） 御答弁ありがとうございます。時間も迫っておりますので、順不同ですみませんが。

民間住宅の耐震診断の助成につきましては了解をいたしました。部長から答弁していただいて都道が多いということでございます。特に阪神・淡路大震災の折りにも幹線道路がかなり使えなくて、倒壊したり、あるいは交通渋滞等で使えなくなって物資の輸送等も非常に困難を極めたということがございますので、その幹線の沿道に当たる部分につきましてもできるだけ最優先課題として取り上げていただきたいと、要望でございます。

それと、改修につきましては今御指摘のあった2点のところの部分を含めていくと20年度にずれ込む可能性もあるかなということで了解でございます。

あと、住宅基本条例とマスタープランについての関連についても理解をさせていただきました。この件については結構でございます。

あと、介護保険関係についてでございます。平成20年度といってもあともう2年でございますので、ぜひとも小規模多機能型につきましては、今私が事業主体として法人なりを回ってきていますと、やはり老健と特養、そしてグループホームと居宅、いろいろな形でネットワークを皆さんつくっていらっしゃいます。あるいは療養型だとか、という中で認知症のグループホームをお持ちの方はそのノウハウを生かしながら小規模多機能型の居宅介護の分野に進出したいとか、それは各地でそういう方向が見受けられますので、福生の方で第3期の事業計画で小規模多機能型居宅介護を1カ所やりたいとなると、多分幾つかの事業所がすぐ手を挙げるのではないかと考えておりますので、その選定の仕方とかそういうものが、透明性と言いますか評価に耐えられるような部分をしっかりとつくっておいていただきたいと、これは要望でございます。

それと、パワーリハビリテーションにつきましては了解いたしました。福祉センター等で業者委託方式でやっていくということでございますが、くれぐれもパワーリハビリテーションにつきましても100%、全員が全員、効果が出るとは限りません。適切な診断のもとに個々のケースにあわせていかないと、やはり数%の方は機能が停滞したり、あるいは悪化したりするケースもありますので、そういう意味からしますと委託するといっても、事業主体としての部分の福生市ということになりますので、十分に業者さんとは委託される先の力量を見極めてしっかりと取り扱っていただきたい

いと、これはお願いでございます。

それと、基本健康診査については了解をいたしました。

あと、子どもを犯罪から守る取り組みについては嶋崎参事の方から妙に納得のいくような答弁をいただいていたので、でも後で考えてみたら具体的には何だったのだろうと思うのだけれども、総合的な見地で改めて研究・検討していただけるということなのだろうなという認識でとりあえずは終わらざるを得ないのかと。

いずれにいたしましても、子どもを犯罪から守る、自分で守る取り組みにつきましては冒頭申し上げましたように、就学前になりますとこれは福祉部の所管になってしまうような部分もあるし、学校の小・中学校であれば教育委員会と、これがもうちょっと大きくなると今度は高校生、18歳未満になるとどこになるのでしょうか。義務教育でないから教育委員会を離れると思うのだけれども、いずれにしましても次の世代を担う子どもたちが安心して暮らせる、なるほどこれだけきめ細かい組織を、縦横無尽に組織の力を使いながら子どもたちの安全を守る施策を数々打ち立てているすばらしい町、福生だなと言われるようなまちづくりを切に期待いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、7番中森富久君。

（7番 中森富久君質問席着席）

○7番（中森富久君） ちょっと早口になるかもしれないのですが、手話の方がちょっと大変かなというのもあるのですが、できるだけゆっくりしゃべっていきたいと思います。

さきの通告に基づいて質問をさせていただきたいと思います。今回はちょっと項目が多くて、6項目にわたって質問をさせていただきます。

まず初めに、まちづくりの仕組みについてということで、過日、三鷹市の方へ行ってまいりました。というのは、4月1日から三鷹市の自治基本条例が施行されるということで、ちょうどそのシンポジウムが行われるということで興味があったものですから、そちらに出向いてきました。その中で、やはりでき上がるまでに市民と職員と議員といろいろな議論がなされて制定がされてきたという説明がなされました。自治の形が定まるまでに大体5年の時間がかかっておるということでした。そしてほかの自治体、多摩市ですが、こちらの市も市民のワークショップのメンバーの募集から、職員がプロジェクトチームを組んでメンバーを募集してから、やはり4年の歳月をかけて施行まで至っているという形になってきていたみたいです。

現在、福生市の市民の方で、協働の推進条例をつくっていかうというような方たちが出てき始めました。そうした活動が出てきたということはそろそろ本格的にまちづくりの仕組みを整えていく必要性が出てきているというふうに感じております。この質問については過去に何度かさせていただいてきている中で、市長の答弁の中では常に市民の意識の高まりが重要であるというお話を端々にお聞きするので、そういったこともありますので、どのように考えているのかなということで聞こうと思いましたが、施政方針の中でもそのことがちゃんとうたわれていたのですが、もう一度そのこ

とについてお伺いしたいというふうに考えております。

そうした市民の方たちが協働推進の条例を制定していこうという勉強会を行って行く中で、多摩市の例ではやはり同じところからスタートしたというところもあって、実際に市民の方たちが職員の研究会に勉強として参加できないのかということについてお伺いしたいと思っております。

3点目ですけれども、これは昨年、駅前に輝き市民サポートセンターが開設され、順調に市民の登録者数もふえてきているということで、大変喜んでいる次第であります。先ほどの三鷹でのシンポジウムで協働のあり方ということでいろいろ議論がなされていたのですけれども、そこでもやはり協働というような形が非常に重要であるということで、三鷹市では福生市の市民サポートセンターに当たるものを「市民協働センター」という名称で設置をして、そこが協働の推進に向けていろいろと取り組んでいっているというような形になってきたというふうに考えております。

その機能として、やはりネットワーキングということが大切であるというふうに述べられておまして、産・官・学との交流の中、そしてCSRですか、企業の社会的責任等を踏まえて、それが一体となって協働センターの方でコラボレーションできないのかというような観点から、今後の協働センターのあり方などの方向性等の議論がいろいろなされていました。

また、福生市民の方からですが、そちらの方の、福生のボランティア・市民活動センターと、駅にある輝き市民サポートセンターが非常に似通っていて、同じような活動をやっているのだけれども、何で同じものが二つできてしまったのだというふうな率直な疑問をいただいたところもありますので、どうかその部分について相互に連携していきながら、それぞれの役割を見出して、よりよい形の福生バージョンにつくり上げていった方がいいのではないのかというふうに考えておりますので、その連携についてというところで質問をさせていただきたいと思えます。

2点目の入札についてということで、各地でいろいろな談合事件の話を聞いております。こういった事件が非常に後を絶たないということで、工事を中心とする談合事件とは別に、最近では業務委託など労務提供型請負入札におけるダンピング等も起こり、清掃業務等でもパート賃金の不払いや賃金の切り下げなど、生活保護を受けざるを得ないような状態の人たちも出てきているということで、いわゆる価格を基準とした入札がいろいろなところで問題になってきているというところでもあります。

また、自治体では男女の雇用の機会の均等法や障害者自立支援法など障害者の自立を促す法の整備が出てきているというところですが、自治体でそうした政策を進めているのですが、それを後押ししていく政策がないということで、この部分をやはり入札という機会をとおしてその部分をバックアップしていくべきではないのかなというのが、今回の大きな趣旨でございます。

そうしたことを含めて、政策入札について、いわゆる総合評価型入札制度になるのですけれども、そういったことを取り入れていくお考えがあるかどうかについてお伺いいたします。

2点目には、昨年の4月ですか、公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行さ

れたということで、明石の方で入札制度改革フォーラムが行われたということです。明石市でも入札制度改革を行っており、そこでは技術と経営に優れた地元の建設業者の育成と、努力した業者が報われるような仕組みを構築すべくいろいろ検討を重ねた結果、工物品質評価型入札制度というものを17年から試行的に導入いたしました。評価項目は7項目で、工事の成績の平均点、直近の工事の成績点ですか。指名停止やISOの取得の有無、技術力、地域貢献などその他ということで7項目が選ばれ、また地域貢献度では市内に本店を置き、1年を1点とし20点が加点されるというふうな形になっており、工事の成績の平均点が65点以下の場合にはそうした7項目の点が加点されないというような形になっておりまして、こうした取り組みが実際に行われております。

福生市では、技術と経営に優れた地元の業者の育成と、努力した者が報われる品質評価型入札は考えていないのかどうか、お伺いしたいというふうに考えております。

第3点目は、電子入札についてお伺いいたします。電子入札のメリットは事業者の方が来庁する時間や関係書類を作成する手間を省き、そして自治体も入札関連業務の効率化と入札の透明性を向上させることができるという点が挙げられると思います。そうしたことから、談合の防止策や自治体の業務の効率化ということで有効ですが、また、東京都では東京電子自治体共同運営協議会もスタートいたしました。そうした環境整備が進む中で、福生市では電子入札を行っていくのかどうかお伺いしたいと思います。

続いて、3項目目の国勢調査についてお伺いいたします。昨年9月23日から10月10日まで回収ということで国勢調査が行われました。5年に1回、日本で一斉にこの調査を行う総額は約650億円というふうに言われております。こうした調査が各自治体において行われたのですが、やはり多くの課題があったというふうに聞いております。また、自治体に共通する項目などもあり、国勢調査の課題が非常に浮き彫りになってきたというふうに言われております。

そうしたことを受け、ことしに入り国勢調査について検討する「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」が設置され、去る1月24日に第1回目の会合が行われたと聞いております。現時点で明らかにされている懇談会の検討項目は、調査方法、調査業務のあり方、調査内容の3点にわたっているというふうに聞いており、ことしの7月までに改善策の提案をまとめていこうとしているということです。

国勢調査に関する検討が始まった背景には、いろいろな要因が考えられますが、国が行う調査ではありますが、今回、福生市においても相当な負担がかかっていることと思います。そうしたことを踏まえ、今回、調査における福生市での課題について、またいろいろな調査後の報告を国の方に提出すると思うのですけれども、それについて報告と要望についてお伺いしたいと思います。

また、3点目の調査員の確保についてですが、まず最初に、今回どのような方法で選任されたのか、またどういったところへ調査員の協力依頼をしたのかお伺いしたいと思います。

続きまして、学童クラブについてお伺いいたします。昨年の12月に引き続いて今

回ちょっとやらせていただきまして、今、青海議員の方とも重なっており、話を聞いていて重なった内容でちょっとやりづらいなというものもあるのですが、ちょっとお伺いしていきたいというふうに思っております、青海議員の話をいろいろ聞いている中でもやはり今後の学童クラブのあり方というのが非常に問われてきているというふうに、どの議員さんも多分感じていると思うのですけれども、その部分についてどういうふうに考えていくのかということと、それと、臨時の第二たんぼぼクラブがスタートするというので、その進行状況についてお聞きしたいというふうに考えております。その中で、職員の体制や設備、安全等を含め進行状況を第二たんぼぼクラブの方では御答弁をお願いしたいというふうに思っております。

次に5項目目、福生市の住環境についてお伺いいたします。こちらの方は、私もよく自転車に乗って、市内の方をサイクリングするのですけれども、やはり福生市には古い建物や古い集合住宅等が非常に多く、ここで火事があったら大変だなというような場所が本当に多くあります。福生では、昔を見てみると、ある程度商店街が先にできて、それで上の方の横田基地に向かって住宅が延びていって、最後に南田園の方に住宅ができたという経緯もあり、時代の流れによって、できている時代が相当数違っているなというのが一つ福生の特徴なのかなというふうに思われます。

そうしたこともあって、施政演説方針の中でもそれを実際にマスタープランの方で考えていくのだというふうな形で御答弁もあったのですけれども、他市の状況では住宅の政策、住環境の問題というのは一つは住みやすいということと、どういった人たちを受け入れていくのかというような視点でいろいろな工夫がなされているところもあります。ほかの市では2世帯住宅への補助をしていたり、お父さんやお母さんが住んでいる近くに新しく若い夫婦が借りて住む場合にそこに支援をしたりだとか、いわゆるスプーが冷めない距離に引っ越して、後々の介護保険とのいろいろな問題も含めて考えたときに、そこに補助をした方がいいだろうという長期的な視点で、いろいろな政策を打っているところもあるということ。そして海外での、デンマークでの例ですが、要は家庭が大きいときには広い住宅、そしてある程度子育てが終わった後には小さいところへということでアパートなりマンションなりというふうな形で、ライフスタイルにあった広さをどんどん変えていくというようなことが海外では政策的に行われているということもありますので、そうしたいろいろなことも考えられると思いますので、住宅マスタープランの考え方についてお伺いしたいということと、これを進めていく上で福生市では景観の問題、先ほどの災害の問題、そしてあとは環境面というような形でいろいろな課題も含まれていると思いますので、そちらの方の課題についてどのようにお考えになっているのかについてお伺いしたいと思います。

最後に、教育行政についてお伺いいたします。こちらの項目についても何回か質問をさせていただいておりますけれども、1点目は司書教諭について、2点目は学校図書館と子ども読書推進計画についてお伺いしたいと思います。

現在、司書教諭の方は、国の方でいろいろ法律等が決まって配置をするという形になったのですけれども、兼務制という形になっておりまして、実務のレベルでは相当負担がかかっているというようなこともあります。また、司書の教諭の方の資質によ

ってその学校の図書館の運営状況が全く変わっているというようなことが、事務報告書の中に数値としてあらわれていまして、これを何回かさかのぼると、数字がやはり学校によって、年度で変わっていつているというようなことが特徴的に挙げられるというふうに思っております。

そうしたことも含めて、司書教諭をいかに充実していくのかということと、それを支えていくためにはいろいろな形でサポートをするということが非常に重要になってきているというふうに思っております。そういう意味では、子ども読書推進計画と学校図書館との連携、いわゆる学社融合というふうなきのうからもいろいろな方から指摘されておりましたけれども、そうした学社融合の中で中央図書館で行っているボランティア講座を学校図書館においてのボランティア向けの講座というものを企画しないのかどうなのかについてお伺いしたいと思います。

以上、6項目について質問させていただきます。

○議長（石川和夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 中森議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、まちづくりの仕組みについてでございますが、分権型社会での自治体は自立した市民の自己選択、自己決定、自己責任のもと、行政とともに多様な主体が協働してまちづくりを進めていくことが求められております。おかげさまで本市では、参画、協働が進み始めていると、そんなふうには思っております。市民参画、協働も計画策定の協働から、実施、実行する段階での協働へと進んでおり、仕組み、ルールづくり、まちづくり条例というような自治基本条例の制定も必要となってきたと思います。そのため、どのように作り上げていけば全市民のものになるかなどについて職員の研究、勉強を進めてまいります。もちろん、市民の皆さんにもまちづくりの主体として自主的に仕組みづくりの研究等を進めていただければ大変ありがたいことでありまして、その過程では職員との合同検討会や研究結果を持ち寄って議論するというような機会があってもいいのではないかと考えております。実際につくり上げていく過程では非常に広範な市民の皆さんの御参加をいただいでいくことになろうと思います。今後も市民の主体的な活動の充実、意識の醸成を図りながら市民参画、協働の枠組み、まちづくりの仕組みについて議会、市民の皆さんと議論し、つくってまいりたいと考えております。

まちづくりの仕組みについての第3点目で、輝き市民サポートセンターと、ふっさボランティア・市民活動センターとの相互連携についてお話がございました。社会福祉法人福生社会福祉協議会のふっさボランティア・市民活動センターと、福生市輝き市民サポートセンターとの違いにつきましては、行政の役割としてまちづくりの観点から社会全体の公益的課題の解決を図ることもございます。輝き市民サポートセンタ

一は住みよいまちづくりに貢献される市民を支援するための機関でございます。環境、景観問題や教育、文化、地域振興を初めとしてまちづくりのすべての分野で公益的活動を行う市民の活動の拠点となるよう、市が設置したわけでございます。

したがって、社会福祉法をよりどころとした社会福祉協議会のふっさボランティア・市民活動センターとはその点で異なるものがございます。機関同士の連携は必要であると認識しておりますが、役割分担につきましては十分な検討を要する課題であると考えております。と申しますのも、行政とは異なる社会福祉法人が設置した機関でございますので、行政が単純に役割分担といった議論を起こすことは、社会福祉法人としてのその主体性と情熱を妨げることにのみならず、何よりも法人としての権利の尊重を脅かすことになる恐れもございます。

しかし、これらのそれぞれの機関が連携することによりまして機関としての機能がより一層高まることは間違いのないわけでありますので、それぞれの機関の主体性を妨げることはないような配慮のもとに機関及び職員間での交流と議論と検討が必要になってくるだろうと、そんなふうに思っております。

次に、入札についての1点目、政策入札についてでございます。金額のみの競争ではなく、予定価格の制限内であれば、条件が市の最も有利な業者と契約ができる入札方法として総合評価一般競争入札がございますが、これには時間的な問題や地方自治法施行令に基づき、その決定に学識経験者から意見を聞かなければならないことなど、課題を整理していく必要がございますので、現状での導入はまだ難しいと考えております。

しかしながら、落札業者により成果品の出来ばえや、期待する効果が異なると思われる案件につきましては、これまでも価格以外の要素も選定条件に含めて提案型のプロポーザル方式を採用した業者選定を行ってきております。例えば、新庁舎建設事業の基本設計策定委託や、その他計画づくりに関する策定委託、小さな案件ではポスターの作成などにも一部取り入れてきているところでございます。したがって、政策的に必要な条件がある場合は、当面、プロポーザル方式を活用していきたいと思っております。

次に、2点目の品質評価型入札制度（地域貢献評価項目）についてでございますが、入札の透明性の確保と公正な競争の促進、業者の育成といった視点では評価できるものと思っております。ただし、この制度の活用方法につきましては、常に評価結果から見た成績優秀な業者のみを入札に参加させるのか、単発的に特定の入札に活用するかなどの課題もございまして、地域での営業年数などを考慮した地域貢献評価項目も含め、配点と制度の効果の関連も課題があると考えられます。

また、福生市は市内業者数が少なく、市内業者で対応できる案件につきましては、できるだけ地元事業者に配慮した競争機会確保に努めておりますので、この制度につきましては実施している団体の試行状況等、その推移を見ていきたいと考えております。

また現在、工事評定制度の導入について検討中でありまして、今後、工事の施行能力、施工管理、現場管理、書類整理、工事の出来ばえなどを対象とした工事評定を

実施し、業者の指導育成、品質向上等を図っていく予定でございます。

次に、入札についての3点目、電子入札についてでございます。電子入札につきましては入札事務の透明性及び効率化を図るため、東京電子自治体共同運営協議会が実施しております電子入札サービスを活用し、18年度中の一部導入に向けた検討をしております。今月には、電子調達サービスを利用した登録者数が最も多く、入札件数も比較的多い一般土木工事、建築工事、電気工事及び給排水衛生工事について市内業者を対象に、電子入札テストの実施を予定しております。今後、この結果を踏まえ、詳細についてルールづくりを行い、準備期間、周知期間も考慮に入れ、制度の導入を図っていきたいと考えております。

なお、将来的には入札案件すべてを対象としていく考えでおりますが、業者登録につきましてはインターネット環境が整備されていない小規模事業者救済のため、現在、市内業者に限り紙ベースの登録を認めておりますので、今後、その取り扱い等についても十分検討していきたいと考えます。

次に、国勢調査についての1点目、調査における福生市での課題ですが、個人の権利や利益を保護することを目的とした個人情報保護に関する法律が平成17年4月から全面施行され、制度上のルール化がされましたが、その一方、個人情報が誤った取り扱いをされたことによる被害の恐れや、プライバシーに関する不安もあることから、国勢調査の必要性や調査結果などがどのように利用されているのか市民の方々にはなお一層御理解をいただくことが今後の課題であると、こんなふうに思っております。また、調査に当たってはオートロック式マンションへの対応だとか不在者宅への対応、外国人への対応等といった課題も指摘をいただいているところでございます。

次に、2点目の国への報告と要望についてでございますが、調査員からの意見を集約いたしますと、国勢調査の実施方法の見直しや、PR不足などの意見が多く寄せられましたことから、市といたしまして調査方法の抜本の見直しや個人情報保護と国勢調査の関係を明確にし、社会全体での協力体制の確立を図っていただけるよう、東京都へ報告を出しております。

3点目の、調査員の確保でございますが、当初470人の調査員を予定しておりましたが、結果的には308人となり、各調査員には大変御負担をおかけいたしました。調査員といたしましては町会、自治会に90人の推薦をお願いしましたが、実際は町会、自治会30人、各種統計調査の調査をお願いしております登録調査員が133人、公募で108人、老人ホーム等の施設の職員15人、市職員が22人となっております。

次に、学童クラブについての1点目、今後の学童クラブのあり方についてでございますが、市では平成18年度の学童クラブの対応につきまして市内の学童クラブ施設の拡充に関する検討会で議論を重ね、教育委員会の学校施設利用検討会においても検討をしていただいております。

この結果、平成18年4月1日から第一小学校区の武蔵野台クラブにおいては、お話を活用して10人増員し、第二小学校区のたんぼぼクラブでは第二小学校内の余裕教室を目的外使用として使うことによりまして、臨時第二たんぼぼクラブとして定

員30人で開設いたす予定でございます。

次に、今後の学童クラブのあり方について、引き続き学童クラブ施設の拡充に関する検討会において待機児童の解消を最優先に、需要の予測を見極めながら対応を図っていきたいと思っております。

2点目の、臨時第二たんぼぼクラブの進行状況でございますが、学校側から提供いただいた教室は新校舎2階の東側の1教室分でございます。初めて使用することですので、管理及び利用について学校側と市側でそれぞれの課題事項について今後協議し、学童クラブ事業に支障のないように進めてまいりたいと思っております。

児童の振り分けでございますが、当初、新1年生を予定をしておりましたが、提供教室が2年生クラスのうちの1教室ということでございますので、学童クラブの精神から申し上げますと異年齢構成が望ましいと考えておりますが、新2年生だけで対応したいと考えております。このことにつきましては新2年生の保護者の皆様にはお集まりをいただき、説明会を開催し、一定の御理解をいただいております。

また、だれが責任者となるのかとの御質問がございますが、通所児童が学童クラブ室に入ったときから学童クラブの管理下になるわけでございます。他の学童クラブ施設同様、福生市社会福祉協議会に委託予定でございますので、社会福祉協議会が責任者ということになります。

なお、職員体制については30名定員、これは障害児童も含めてでございますが、常時3名の職員体制によりまして進めますけれども、社会福祉協議会の方からは人材の確保はできていると伺っております。

次に、福生市の住環境についての第1点目の、住宅マスタープランの考え方についてであります。当市の住宅マスタープランは平成6年度に策定をして、「輝く街・福生」を都市像とし、住環境に配慮した良質な住宅確保に向けた住宅施策を重要課題として推進してまいりましたが、この10年の間にバリアフリー法を初め住宅品確法、建設リサイクル法、建築基準法におけるシックハウス対策の義務化など、住宅市場整備に向けた21世紀の新しい法律制度が始動しておりますので、住構造の改革が急務となっております。

また、地震対策、環境対策などの面からの一般住宅の質の向上と寿命化を図り、定住化促進対策としての誘導等の住宅総合政策が必要との認識から、平成18年度には新たな視点での住宅マスタープランの見直しを予定しております。

次に、第2点目の住宅マスタープランの課題についてであります。住宅計画を考えるときの課題の要素として、質的には居住スペース、安全・丈夫で長持ち、住み心地や使い勝手、さらに周辺環境や各法制度等への要素が加わります。御質問の住宅マスタープランの個々の政策への主な取り組みでございますけれども、災害対策としては昭和56年施行の新耐震設計基準以前に建てられた住宅の構造の安定と維持管理への取り組み、環境対策では新エネルギー詳細ビジョン（これは環境基本計画に基づくものでございますが）等によりまして自然環境との共生を目的とする環境共生住宅の推進により、耐用年数が長い良質な住宅の供給への取り組み、少子高齢化対策として高齢者が住み慣れた地域社会で自立した生活を送れる取り組み、景観では周辺との

調和がとれたデザインや、電柱、電線の地中化への取り組みなど、各政策を総合的に進めることによりまして、福生市に住む場所を求めるときの道しるべとして、また持ち家比率向上のためになるような計画にしていきたいと、こんなことを考えているところでございます。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

以上で、中森議員さんの御質問に対する答弁といたします。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 中森議員さんの御質問にお答えをいたします。

教育行政についての第1点目、司書教諭の充実について、司書教諭を市独自で配置をするには採用した職員の身分上、処遇上の問題や、それに伴う人件費の問題など大変難しい状況がありますので、各学校への定数配置につきましては引き続き都市教育長会等を通じまして要望をしているところでございます。

現在、各学校におきましては司書教諭の資格を持つ教諭を中心に図書担当教員や児童・生徒の図書委員が図書館整備や図書の貸し出しを行っております。また、PTAや地域の方々の支援を受け、利用しやすい図書館づくりや読書指導の充実を図っている学校もございます。

教育委員会といたしましては、司書教諭連絡会を開催をし、各学校の先進的な取り組みについて情報交換を行うとともに、市立図書館等の連携により司書教諭の資質向上を目指した研修会を開催するなどいたしまして、学校図書館の活性化に努めております。

さらに、読書指導法の研究を教員の研究グループに委託をいたしましたり、図書室整備に「特色ある学校づくり事業特別交付金」を交付するなど、学校図書館の整備を進めておりますが、今後は学校図書館ボランティア活動の充実を図るなど人的整備にも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の学校図書館と子ども読書活動推進計画についてでございますが、図書館では図書館を市民の方々とともに運営してまいりたいという考え方のもとに、平成12年度から「おはなしボランティア講座」を主催事業として実施しております。この講座は、子どもの本が子どもたちにとって言葉をとおして本に親しみ、読書が好きになるきっかけをつくること、また、大人がお話しや読み聞かせをすることにより言葉としての日本語の文化を子どもたちに伝えていく大切な役割があることを理解していただくために企画をいたしましたものでございます。

講座を受けられた皆様方は現在、図書館の主催事業であります「おはなし会」等に積極的に御協力をいただいておりますが、図書館だけではなく学校や児童館におきましても紙芝居や絵本の読み聞かせを実践をされておられます。

学校向けのボランティア講座の実施につきましては、学校教育としては予定はいたしてはおりませんが、図書館で行っておりますボランティア講座は、「子ども読書活動推進計画」にも具体的な取り組みとして位置づけてございますので、今後とも「おはなしボランティア講座」を続けてまいります中で、学校図書館等での実践につきましても積極的に御協力いただけますよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上、中森議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○7番（中森富久君） 御答弁ありがとうございました。雑駁な質問だったのですが、お答えいただきまして本当にありがとうございました。

まず初めに、まちづくりの仕組みですけれども、これの何が大切かという理念とか目的というのがいかに達成されるのかという仕組みが、この仕組みになってくるといふふうに考えられ、それを実行していくためには、ではどういったものをつくっていけばいいのかということで原則があったりだとか、制度の条項があったりだとかというふうな形で、それぞれのところにコミュニティがあったり、まちづくりの協働であったり、市の責務やまた市民の責務、そして議会の役割とか責務とか、また、きのうもちょっとお話が出ましたけれども、その中に投票の問題、また意見聴取や意見の表明等いろいろな市民のかかわる物事がこちらの中に入ってくるという形のものが多くとられております。

この取り組みは自治体によって非常に異なっていて、先ほどの三鷹の自治の条例もそうですし、多摩市の条例もそうですし、またちょっと最近おもしろいと思って目をつけたのは熊本県にある氷川町というところで、そちらの方は「氷川町を守り、みがき上げるまちづくり条例」というような形で、市民の方が本当に中心になって何でも進めていくというような形で、今あるものをさらに磨き上げていこうという市政の形になっているというようなものも出てきており、多様な仕組みになっていて、どういう形がいいのかというのは市民の方がいろいろなことを考えながら模索して、そこでつくり上げていくというような形になっていくのだろうというふうに考えております。

先ほどの市長の答弁の中にもあったのですが、職員の方の研究会と、ある一定の期間を置いてというような方式もいいのかとは思っておりますけれども、やはり多摩市では同じところからスタートをして、同じスタンスでつくり上げていった例もあるので、そういったことを考えると早い時期から職員の方と市民の方と、そこからコラボレートして自治基本条例をつくっていくのが僕は基本的には望ましい姿ではないのかというふうに考えております。

そこで、ちょっとお伺いしたかったのは、1点目の質問になるのですが、その研究会の職員をどのように募集していくのかということがこれまた非常に重要な問題で、部の中で構成していくのかどうなのか。それとも、多摩市では職員の公募制というような形でやる気のある職員を集めて、やはりそれに誇りを持って働いていける自治体にしていきたいという職員も、福生においてもかなり多いのではないのかというふうなことを考えると、それをどういうふうな形で募集していくのかというのも一つ課題でもあるし、大いに期待もかかる場所でもあるので、その点について職員の募集の方法、プロジェクトチームを組むなりいろいろなやり方があると思うのですが、そこでどういうふうなお考えがあるのかということについてお伺いしたいと思います。

きのうもちょっとお話が出て、東京の問題等も出て、あれから帰ってから要綱等でできないのかと思ったのですが、やはり最終的な意見を尊重するというになると、やはり条例化というような形でやっていかないといけないのかなということ

を考えながら、思っていたのです。それにしても、これからいろいろな基本計画が出てくる中、また福生市では横田基地の問題等があり、市民の意見等がいろいろ出てきているのですけれども、そのほかまた過去いろいろなパブリックコメントというものをたしかもらっているというふうに思っていたのですけれども、それが例規集を見てみたのですけれども、要綱等にも載っていないくて、正確な手続にはなっていないということで、意見は表明したけれども、ではそれを伏せておこうというような形になったときに、表に出なくて、それがやはり職員の情報の共有等にもならないということで、それをやはり統一した方法でフォーマットをそろえていくべきであろうなという時期に来ていると思うのです。

本来ならば、自治基本条例の中で正式な条例化というのが望ましいのでしょうかけれども、これをつくる前に要綱等で制度化というものをしておく中で市民の意見を正式に受け入れたという形の仕組みをつくっておかないと、横田基地の問題にしてもいろいろな基本計画をつくるにしても、それがあやふやな形になってしまうので、その点について制度化についてどのように考えているのか、お考えを聞かせていただきたいというふうに思っております。

そして、3点目の協働についてですけれども、連携が必要であるということで、役割分担については独立した法人格であるので、どうなのかというような形もあったのですけれども、でも考えてみれば立体的に物事を考えたときに、それはやはり役割が僕は多分違っていく方向が当然出てくるだろうと思うのです。社会福祉協議会がやっているFVACを含む形で福生市の協働については大きな形で取り組んでいく、その上で協働をいかに推進していくのかという方向にいかざるを得ないというふうに考えていかないと、自治基本条例とセットにしたとしても、これはまたおかしな話になってしまうので、そういったことを含めて確認の意味を込めて、18年度に職員間の連携を行っていくのかどうなのかということについてお伺いしたいというふうに思っております。それがまず第1項目目です。

2項目目の入札についてですけれども、やはり時間がかかってしまうというデメリットで、どうにかならないかなと思って自治の法律をずっと見ていて、何か抜け道はないかと思って、どうもなさそうなので、いたし方ないなと思っていたのですけれども、いずれにしても何でそこなのだということは、やはり今価格のみの競争になってしまっていて、大きな資本のみが勝ち残っていくという構図になってくるので、そうしたときに、では、よく言われる格差の社会に突入していつてしまうのではないのかということも十分考えられると思うのです。その結果、低賃金で働くというような形になってくると、当然生活保護費がふえてくるというような悪循環の構造にならざるを得ないのが今の入札の制度の仕組みではないのかと。ここを大きく変えていくということが必要であるというふうに考えれば、やはり総合の評価型の一般入札というのはある程度僕は今後の公共が行う入札についてはその方向が必要ではないのかと考えておりますので、この点については要望というか研究をしていただく中で、しかるべき時期が来たらやっていただきたいというふうに考えております。

そこでですが、次の品質評価型入札制度ですけれども、福生市では工事評定制で

すか、そちらを行っていくということで、要は趣旨としたら同じような形のものですけれども、その前の段階である一定の点数制で試行的にやっていきたいというようなことなのかというふうに思っているのですけれども、ある程度の経過をした後に品質評価型制度に移行していくのかどうなのか、その辺のお考えがあればぜひ聞かせていただきたいということと、それと明石市でも品質評価型の入札を行うに当たっては、いろいろな形のものがあり行われていて、ランクづけをする中でどう点数づけによって入札できる金額というのがやはり分けられているというようなこともあるので、そういったことも含めていろいろやっていってもらいたいと思うのですけれども、その工事評定後の品質評価についてということで、どうしていくのかということについてお伺いしたいと思います。

それと、3点目の電子入札ですけれども、福生市では東京電子自治体共同運営協議会というものを使ってやっていくというような形になっているのですけれども、要はこのところの毎年負担金が43万3000円と委託金595万4000円という形で行っていくわけで、これだけの費用をかけてのメリットは何なのかということと、メリットが出てくるのかということがやはり問題になってくると思いますので、その点についてお伺いしたいというふうに思っております。

それと、国勢調査ですけれども、先ほど御答弁をいただいた中で、やはり個人情報保護によって市民の方の意識が変わったということで、なかなか難しいというようなことのお話だったかと思うのですけれども、いろいろ調査に当たってはそうですけれども、ではそれが実際に国勢調査の統計のものが使われているのかどうなのかということも非常に大切な部分かという形になると、そういった調査のものが市の基本計画や政策立案に絶対的に必要なものなのかどうなのかということが、やはりここで確認しておいた方がいいかなと思いますので、その点をお聞きしたい。それと、答弁の中にもあったのですけれども、調査の実施方法の見直しというふうにあったのですけれども、具体的にどういったところを見直していけばいいのかということについての御回答をいただきたいと考えております。

3点目は、ほかの自治体でもこれは多かったのですけれども、調査票が盗難に遭ったというようなことが、やはり同じ時期に全国各地で同じようなときに起こっていたというのが今回の一つの特徴というふうな形にとれるのですけれども、福生市でもそうしたことがあったということで全員協議会のときに説明があったのですけれども、その後市民の方から調査票を取られたことにより苦情等はなかったのか。また、その後の対応についてお聞かせ願いたいというふうに思っております。

そして、国勢調査の4点目ですけれども、先ほどの答弁の中にもあったのですけれども、470名を当初予定していたけれども、結果的に308人になったということで、やはり調査員の確保ということが非常に一つの課題に挙がっていると思います。そのような中で、町会の方に90人の推薦をお願いしたけれども、30人であったと、その辺の大きな理由というのですか、受ける側も受けた側もなかなか大変な状況で、やはり聞き取り調査におけるプライバシーの問題とか、中身を見られたくないとかということ、そして封入りにすると町会の関係者であると関係が気まずくなってしまう

というようなこともあって、やはり町会の関係者という方に余り知られたくないなというのが実情なのではないでしょうか。またそれを聞き取る方もやはり改めて世帯の調査の中にもあるのですが、聞き取り調査の中で男女別の世帯であったりとかというようなものがあつたりして、やはり非常に不具合が多いというふうに考えておりますので、それを考えたときに次回の調査員の確保というのは、もっと今以上に難しくなると思うのだけれども、その点について現段階でどのように考えているのかということについてお答えしていただければと思います。

4点目の学童クラブについてです。こちらの方は待機児童が17年に比べると、17年のときは80人ぐらいたしかいたと思うのですけれども、それが約半数近くに減ったなということは一数字として出ていて、ある意味で職員の方の努力がある程度実ったのかというような形で思っているのですけれども、やはり保育ニーズの増加ということで今後ますます保育をしていただきたいという方がふえていく傾向なので、それを含めるとある程度計画的に物事を進めていくべきであろうという時期に来ているのではないのかというふうに考えております。そういった意味でも、先ほどこちょっとお考えをお聞きしたのですけれども、その場、その場でできることからというようなこともあつたのですけれども、ぜひ長期的なスパンで物事を決めてやっていった方が効率的であり、効果的であるというふうに考えておりますので、そういった部分も踏まえてぜひ計画はしていただきたいと思います。

それと、やはり児童が非常にふえてきているということと、児童の中に障害者ではないのですけれども、それらしいお子さんの中にはいるというようなことも聞いておりました、そういった子どもたちがいるときは何が起こるかかわからないということもあって、非常に対応が困難になってくるという部分もあるというふうに聞いております。そして、そうなってしまう子どももそうですし、周りにいる子どもたちも、その親もやはり安心して働けないということもあって、何かあつたときにはその緊急時の対応というのが非常に問われるなというふうに、これだけ大きくなると特にそうなりやすいだろうなということも感じておりました、その相談体制というのが必要になってくると思いますので、そうした後方の支援等も充実していただきたいと思いますというふうに、これは要望とさせていただきますのと、それと、そういったことになった場合、またけがをした場合に社協の方が学童クラブの方に運転をして、社協の職員と学童クラブの職員と子どもを連れてセットで病院等に行くということになってしまうので、残された学童クラブの職員は結局1人減ですべての子どもたちを見なければいけないという状況も発生してくるために、ほかでまたパニック等が起こって、緊急時に対応しなければならないとなったときには非常にいろいろ問題がはらんでいるなと、特に箇所が1カ所ふえるということもあって、その対応が問題になるのではないかと思いますので、そういったことを考えるとやはり巡回制度というものをつくっていただいて、緊急時に対応できるような形にぜひしていただきたいと思いますというふうに考えております。

それと、先ほども青海議員の方から窓口の話が出たのですけれども、幼保一元化によって窓口を統合していくという方向が決まっていると思いますので、その上の世代

については同じような考え方で窓口を統合化できないのかどうかについてちょっと質問させていただきたいというふうに思っております。学童クラブは以上です。

続きまして、住環境についてですけれども、今後、いろいろマスタープランの中で考えていきたいということですので、実際に18年度につくっていくということで、過去、たしか平成7年度でしたか、マスタープランをつくっていて、そのつくった結果どのように効果があったのか、この10年間で持ち家比率が向上したのかどうかということと、それと今後の進め方は具体的にはどういうふうに考えているのかということについての2点をお伺いしたいと思うのですけれども、先ほどもやはり市長の答弁の中にも景観とか環境とか災害とかという部分と景観も配慮してというような形で、やはりいろいろな形が出てきているので、そうなったときに何かインセンティブを与えておかなければなかなかうまく行かないのが実情ではないのかなと。ここで景気がよくなってきたというようなことも言われているのですけれども、実体験としてなかなか感じられない部分もあるので、それを含めてどのような進め方を考えているのかについてお伺いしたいと思います。

それと、最後に6項目目の教育行政について、司書教諭の充実についてということで、ぜひ司書の教諭の資質が上がるような、研修には力を入れていただきたいというふうに切なる要望をしたいと思っております。

それと、学校図書館と子ども読書推進計画についてということで質問させていただいたのですけれども、そういったことも考えてもいいよというようなスタンスなのかというふうに思っているのですけれども、先ほどの答弁の中にもちょっとあったのですけれども、学校図書館ボランティアの活動の充実を図るなど、その後に「人的整備にも努めてまいりたい」というふうな形であったと思うのですけれども、その「人的整備にも努めて」の具体的な内容の答弁をお願いしたいということと、それと中央図書館で行っているボランティア講座の成功事例として、各学校で読み聞かせを行っているという状況があるということなので、そうしたことを考えれば学校図書館ボランティア講座を学校で開設すれば、ある意味でいい形になっていくのではないのかということで、何でボランティアなのだというのが先ほども質問の中で説明したのですが、やはりいい先生に当たれば子どもの読書量がふえるという傾向があるわけで、ではそれ以外だったらだめなのかというようなことではやはり困るわけです。そうならないためにもある意味で保護者の方や地域の方が、そこのところでうまく機能し、地域力を用いて学校の教育力を上げていくというような仕組みづくりが必要であろうというふうに思っております。

当然、国の方で配置をしてくれるということに決まってくれば一番いいのですけれども、でも即効性がある具体的な物事を進めていくということを考えれば、やはりそのボランティアの講座を具体的に学校で開いていくというのが一番最短で、効果のある方法だと思いますので、どうなのかということについてお伺いしたいと思います。

また、学校ボランティア講座を受けている人で、司書への道というものをつくっていけないのかというふうに感じているのですけれども、その司書法とか司書への認定制度みたいなものがないのかというふうに考えておりますので、その点について

お聞かせ願いたいと思いますし、そういった方たちへの支援体制は整えられないのかということについてもお伺いしたいと思います。

また、具体的に司書教諭の方と連絡会というふうなものが行われているということなので、では具体的に司書教諭の方からどのような要望や課題等が上がっているのかということについてお伺いしたいと思います。

以上、質問の数が多いのですけれども、御答弁の方をよろしくお願いいたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、まちづくりの仕組みについての職員の研究会、勉強会のメンバーについてでございますが、今後、選考方法等を検討してまいります。私どもといたしましても公募してのメンバー募集は大変有効な方法であると、このように考えております。

次に、パブリックコメントの関係でございますが、現在までにこのパブリックコメントの手続により市民の皆様から意見の公募をいたしました事業としては男女共同参画行動計画(案)、それに新エネルギー詳細ビジョン(案)、またこの3月に予定をいたしております福生市まちづくり景観基本計画(案)などがございます。このパブリックコメント制度につきましては国が昨年行政手続法の一部改正を行いまして、省令や審査基準、それに処分基準などの行政立法を行う際の意見公募手続、つまりパブリックコメント手続を新たに追加をしたところでございます。

また、地方自治体にも制度導入の努力義務が課せられたところでございまして、福生市におきましても今後行政手続条例を改正し、その後このパブリックコメント手続の制度化を図ってまいります。

続きまして、入札についてでございますが、まず工事評定制の導入後、品質評価型入札制度に移行していくのかどうかといった御質問でございますが、現時点では市長答弁にもございましたとおり工事評定の制度化の検討をしているところでございまして、試行実施をしております団体の事業効果ですとか、あるいは課題等も参考にしていきたいとそうように考えております。したがいまして、現時点ではこの工事評定制を充実とした制度としていくために種々検討している段階でございまして、本制度の次のステップとしての品質評価型入札制度につきましては、現時点では今後の課題とさせていただければとそうように考えております。

次に、電子入札の関係でございますが、御指摘の東京電子自治体共同運営協議会につきましては住民に対する行政サービスの向上と、行政運営の高度化、効率化を図るために設立をされてございまして、東京都とそれに23区、それと26市全市と西多摩地域の4市町村、それと島しょ地区の一部の56団体で運営をいたしております。現在、大きく分けまして電子申請サービスと御質問の電子調達サービス、この二つのサービスが開所されてございまして、負担金と委託料は大きく分けたこの二つの合計額でございます。契約事務関係の電子調達サービスにつきましては、入札参加資格申請の受け付け、登録、審査結果の送付などがインターネット上で可能でございまして、事業者は1回の申請で加盟の複数市町村への登録申請が可能となっております。このほかに入札情報サービス、御指摘の電子入札サービスの利用が可能となっております。また、そのほかでは登録受け付け事務、業者情報の検索面などの事務が効率的に処理

できるようになっております。

したがって、談合防止の観点や事務の効率化等のこれらの面を考えますと、また56団体による運営で経費面のことも考慮をいたしますと、メリッ的なものは大きいと考えておまして、今後、制度の充実に向けての対応を図ってまいります。

続きまして、学童クラブについてのところで、組織の統合についての御質問をいただいておりますので、私からお答えをさせていただきます。市民の皆様の利便性の向上、ワンストップでのサービスの向上等を目的に総合窓口や幼稚園、保育園の手続窓口の統合などにつきましては導入の方向で検討をいたしておりますが、次世代育成、子育て支援など各部署にわたる課題として行政全体で対応することが必要なものにつきましては、横断的政策課題と位置づけまして、部長本部制度を活用して対応を、今現在図っております。

基本的にはさまざまな市民ニーズに効果的に対応する施策、事業というものは行政全体にかかわるものでございますことから、すべての部署が力をあわせて行わなければ効果は上らないと、そのように考えております。このため部長本部制度の一層の活用を図りながら、市民ニーズ等に効果的、効率的に対応できるこれらの組織につきましては、庁内の組織検討委員会で検討をしております。

私からは以上でございます。

○総務部長(吉沢英治君) 国勢調査につきまして、4点、御質問をいただきました。

まず、1点目の市の基本計画や政策立案に国勢調査は必要かとの御質問でございますが、地方交付税や地方譲与税の算定基礎でございますが、これにつきましては国勢調査による人口が用いられておりますが、現在の市の基本計画、あるいは政策立案につきましては直接の関係はございません。しかしながら、統一的な国勢調査の数字でありますことから、福生市が現在、全国的に見てどのような状況にあるか等について参考となると考えております。

また、市の基本計画や政策立案での算定過程における基礎数値等として国勢調査、あるいは各種の統計調査等の数値につきましては大変重要であると、そんなふうと考えております。

次に、国勢調査の実施方法の見直し点でございますが、調査票の回収につきましては全件郵送の提出、あるいは全件封入りで提出の導入を図ること、また今日の電子社会の中でインターネット等の活用を図ることによりまして不在者への対応や調査票が調査員の目に触れるといった課題が解消されるのかとそんなふうに思っております。

次に、調査票の盗難とその後の状況等でございますが、昨年9月27日にかに坂公園内で調査員の調査員票、それから調査区用図、世帯名簿が盗難に遭いまして、そのうち世帯名簿には住居圏の住所及び指名の記載がありましたことから、対象の世帯には市職員が戸別に訪問いたしまして、おわび状を持参し、説明をいたしたところでございます。特に市民からの苦情は受けてございません。

次に、調査員の確保についてでございますが、現段階では今回と同様の調査方法、あるいは内容ですと登録調査員や公募による調査員で全調査区を賄うことは大変困難であると思っております。また、調査員の選考に当たりましては総務省の事務要領で

は、地理に明るい調査区を担当させることを基本としておりますことから、町会関係者の方に今後もお願いしていくことになると考えておりますが、その際には今回の調査と同様でございますけれども、推薦町会の隣接する町会等を担当していただく等の配慮をしてみたい、そういうふうを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○生活環境部長（田辺恒久君） 再質問に対しまして答弁申し上げます。

輝き市民サポートセンターとふっさボランティア・市民活動センターとの相互に職員間の連携を行うかどうかについてでございますが、社会福祉法人であります福生市社会福祉協議会のボランティアセンターは、社会福祉に関する長年の経験を蓄積し、福祉ボランティアのノウハウを持っております。昨年10月に開館しました福生市輝き市民サポートセンターでは、来館された利用者の相談等の中で社会福祉協議会のボランティアセンターで対応していただいた方がよいと思われる事案はそちらを紹介するなどしております。

今後も、それぞれの機関の主体性を妨げることのないような配慮のもとに、機関及び職員間での連携は必要であり、進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、私の方からは中森議員さんの再質問に対しまして2点ほどお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど、中森議員さん、「平成7年度」というふうにおっしゃったかと思うのですが、私もちょっと認識不足があったのですが、「平成6年度」でございまして、平成7年3月にマスタープランが完成したと、こういう観点に立って答弁をさせていただきたいと思っております。

まず一点目の、10年間で持ち家比率は向上したのかについてでございますが、基本的には住宅統計調査の年で数値を押さえておりますので、平成5年度、平成10年度、平成15年度、この数値をもとにお答えさせていただきたいというふうに思っております。平成5年度の住宅統計調査の福生市の持ち家率は、36.1%でございます。6年度に作成した住宅マスタープランの持ち家率の目標を平成12年度に38%と設定をさせていただきました。その後、住宅統計調査が行われたのは平成10年度でございますので、そのときの持ち家率が40.8%でございますので、12年の目標数値を2年前にクリアをしたということの数値が出ておるところでございます。

そして、15年度住宅統計調査の一番直近でございますが、持ち家率は41.7%ということになりまして、平成5年度から平成15年度、この10年間で5.6ポイント上昇したわけでございます。

なお、平成15年度の住宅統計調査の持ち家率の上位につきましては、1番があきる野市72.7%、2番目が青梅市の66.8%、福生市は先ほど申し上げましたように41.7%、それで22番目といったところでございます。

次に、2点目の今後の進め方でございますが、市長の施政方針の中にもありましたように都市景観を構成する重要な要素としての住みやすさ、暮らしやすさ、これを実感できる住宅政策として定住化対策、耐震対策、良質住宅の建設誘導、これらを基本

にして持ち家率向上となるようなプランを作成していかなければならないと考えておるところでございます。

なお、年齢層によって定住指向も変わってくると思われまますので、非常に難しいところでございますが、これらも考慮していく必要があるのかなと、こんなふうに考えているところでございます。

それから、先ほどの10年間のポイントの上昇でございますが、平成5年から平成10年は4.7ポイント上昇して、平成10年度から15年度は0.9ポイント上昇となっておりますが、非常に落差があるわけですけれども、この違いの分析はなかなか難しいのでございます。くしくも前半は目標を設定して行動したということがあります。後半は、目標を設定する修正基本計画ができなかったこともあるわけですが、そんなことも一因かとこんなふうに思っておりますので、今後は10年間で住宅統計調査が平成20年と25年、2回ありますので、これらにきちっと目標を設定することが必要かなと、こんなふうに考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○教育次長（吉野栄喜君） それでは私の方から、学校図書館にボランティア講座を開設できないかという御質問に対しまして、お答え申し上げます。

学校図書館にボランティア講座を開設するという事は現在のところ考えてございません。と申しますのは、今現在、図書館の方でボランティア講座を行っております。これをさらに充実させる形で図書館が主体となって、ボランティアの育成を行っていただければいいかなというふうに思っております。ですから、これは例えばのお話でございますが、講座を行う場所が——図書館で主体にやるのですけれども、講座を行う場所が学校であってもいいと、そのように考えているところでございます。ボランティアの方を多く育成する中で学校、あるいは公民館等でボランティアの方に活躍をしていただければよろしいかなというふうに考えてございます。

それからもう一つでございますが、司書補についてお尋ねがございましたが、図書館法施行規則に司書、または司書補の講習を受けられる者の条件が載っておりますので、「だれでも」ということではないようでございますので、大勢の方にボランティアで参加していただくためには、やはり図書館で今やっております講座にだれでも参加していただいて、大勢の方がボランティアとして協力いただければというふうに考えてございます。

○教育委員会参事（嶋崎政男君） 2点につきまして、御答弁申し上げます。

学校図書館の人的整備についてでございますが、都の嘱託員2名の配置を目指しまして、1名を図書館担当という体制をしいてまいりたいと思っております。18年度には2校につきましてこれが実現できる見込みでございます。

2点目の要望・課題ということでございましたが、要望・課題ももちろんあるのですが、最も多く出ている話は講師の先生から福生の公立図書館は大変素晴らしいので、その支援もあって、各学校の図書館が大変よく整備されているという話題がこの連絡会では一番多く出ているようでございます。

○7番（中森富久君） 御答弁ありがとうございました。時間が迫って来ているとい

う感じですので、手短かにいきたいと思います。

職員の方はぜひ公募にして、誇りが持てるようなものをつくっていく意味でも、そうした方法がいいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと、1点目の3項目目ですが、考えていても進んでいかないので、具体的にやっていっていただきたいというふうに思いますし、協働推進課なので、ほかとコラボレーションして行って当り前というふうに僕は思っているので、ぜひそういう観点で進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、2点目の入札の方ですが、わかりました。とりあえず制度化が一番最初だということで、確におっしゃるとおりですので、その次に向かう意味でぜひしっかりとしたものをつくり上げて、その後こういった品質評価で、やはり電子入札もそうですけれども、やはり広域的に今度入札が入ってくるということで、いかに地域の資質を上げていくかということにもつながっていくと思いますので、こういったことをつなげていく中で、電子入札にも耐え得る地域の地元業者の育成と、透明で、広く市民にとってのメリットが出るような方法にぜひとも変えていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

電子入札については試行的にやっていくということですので、またその報告等を期待しておりますので、そのときにまたよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

3点目の、国勢調査ですけれども、そうですか。やはり直接的には余り使っていないと言ってしまっは怒られるのかもしれないのですけれども、直接的には有用ではなくて、比較の中で使っていくということのお答えだったので、それはそれなりにいい活用の方法があるのかと思ったのですけれども、やはり何が問題というか、その実施方法を国で抜本的に見直していただかないと、もう無理だなというのががあるので、ぜひその点については市の方から都、国を通じて強く要望して行っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

調査員の確保も、パーター制というのですか、入れ替えてやっていっていただいて、プライバシーの確保が図れるような形でぜひ進めていっていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それと、学童の窓口ですけれども、ぜひ庁舎の方もあるので、そういったことを含めた新しい庁舎が待っているのに、やり方が古いということだと、やはりどうなのかなというふうに市民の方から上がってくると思うのです。そういったことも考えて窓口は統合化という方向でぜひ検討して行っていただきたいと思っておりますので、その点はよろしくお願ひいたします。

それと、学童クラブですが、やはり八王子の方でもあったのですけれども、指定管理者の問題というのがいろいろ出てきて、八王子ではそういった制度を活用してやっているということもあるので、そういったことも含めてどういうふうにしていくのかということも大切なことだと思いますので、総合的な中でどういうふう運営していくのかということを見極めていく中で、よりよい形をぜひ導いて行っていただきたいと

思っておりますし、いろいろ課題が山積しているというふうに僕は思っておりますので、多分職員の方もその点については十分把握していると思っておりますので、改善に向けて努力をしていただきたいと思いますと思っております。4点目は以上です。

5点目の住宅のマスタープランですけれども、やはりこれをつくって行って、高齢者も安心して暮らせる、若い方も安心して暮らして、若い方がどんどん入ってくるようなものにして行って、やはり福生が安定的に運営できるように、これは支えていくものだというふうに僕は認識をしているので、そういった意味でぜひいろいろな景観、環境を、災害という部分もクロスオーバーさせていながら、その評価に耐えるようなものをぜひつくっていただきたいと思いますということと、それと数値目標を設定してというようなことで、先ほどの答弁では41.7%ですか、22番目ということでございましたので、ぜひそれが1番でも、2番でもというふうに思わないで、15番目ぐらいを目指して設定していただいて、努力していただければありがたいし、やはりそれぐらいの高い目標を設定することによって、職員の方もやる気が出るのですよ。余り低い目標を設定しても、人というのは動かないのですが、「これは無理かな」と思われるぐらいのものを設定すると、しゃかりきになって頑張る職員が僕は多いと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、最後に教育行政についてですけれども、ありがとうございます、2名確保できたというようなことで、やはり専門の方がついてやっていただけるのがいいと思いますので、そういった図書館で働いていた人たちをぜひ学校の方に回していただければありがたいと思っておりますので、ここもそうした政策の方をよろしくお願ひしたいということと、一応ありがとうございます。やらないということではなくて、スタンスは持っているということだったので、ぜひそういったことで学校から要望があったときにはそういったものを活用できるように、アナウンスしていただければありがたいなというふうに思っております。

要は、やはり定住化もそうですが、子どもを含めた施策を、青海議員もおっしゃっていたのですが、やはり教育というのは非常に大切な部分で、青梅にしようか福生にしようかと迷った理由というのは、中学校のランチ対策で、青梅に行った方というのも実際にいらっしゃるので、その辺、子どもたちにとっての環境がどうなのかと総合的に評価される中で、定住化につながっていく部分もあるし、また環境政策を一生懸命やっているところに行きたい。また、文化的な遺産がいっぱいあるところに来たいというような方もいらっしゃると思っておりますので、そういったことも含めて総合的に評価に耐えられるようなものにしていただきたいと思いますということと、そういった意味では教育というのは非常に大切だと思いますので、今後も教育費がどんどん上がっていけばいいのですが、財政的にちょっと厳しいところもあるので、効率的に使えるような形でボランティアというのはいい制度だと私は思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございます。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 2時15分まで休憩いたします。

午後2時6分 休憩

~~~~~

午後2時15分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番今林昌茂君。

（17番 今林昌茂君質問席着席）

○17番（今林昌茂君） それでは、一般質問をさせていただきます。

国道16号通りを歩いておりますと、素朴な疑問にぶつかります。率直にお伺いしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

私の質問は大きく分けて3点にわたっております。まず、道路行政についてと、もう一つは横田基地についてと、3点目は市の所有地の管理についてお伺いしてまいります。

1番、道路行政について、1点目、国道16号線渋滞の現状と課題についてお伺いします。横田基地の前の国道16号線、特に第2ゲートから武蔵野橋に至るまでの間が渋滞しております。沿道の住民の皆さんは毎日排気ガスを吸わされて生きておる状態であります。大変に迷惑している、環境としては最悪の環境の状態にあると思われまます。どのように認識されておられるのか、国道16号線の渋滞の現状と課題についてお伺いいたします。

道路行政についての2点目、圏央道の進捗状況と温室効果ガス、CO<sub>2</sub>の状況変化についてお伺いします。現在、圏央道は青梅から日の出、あきる野インターチェンジと完成をしておりますが、その先がまだ未完成であります。途中工事をしておるようですが、中央道と連結をするのはいつごろになるのでしょうか。その進捗状況をお伺いします。

また、中央道と連結されたとき、近隣の温室効果ガス、CO<sub>2</sub>の状況変化はどのように変わるのかお伺いします。

道路行政についての3点目、国道16号線の武蔵野橋から新奥多摩街道までの道路拡幅の進捗状況についてお伺いします。用地買収等が行われておりますが、どの程度進んだのか、また武蔵野橋の拡幅工事はいつごろになるのかをお伺いします。と言いますのも、武蔵野橋から先が交通渋滞のネックになっているからであります。ここが完成いたしますれば、排気ガスの削減が可能になり、沿道の市民の皆さんはどれほど助かるかわかりません。

次に2番目、横田基地についての1点目でございます。米軍再編計画によって横田基地の米兵の数に増減があるのかについてお伺いします。私が今年の3月議会で、ちょうど1年前になりますか、横田基地に府中の航空総隊が移駐してくるらしいが本当なのかと質問をいたしました。そのときの答弁では、市当局ではわからない、情報が国から来ないのでわからないということでありました。去る2月に当議会としても自

衛隊の府中基地を視察してまいりましたが、今、思い返しますと府中の航空総隊が横田基地に来ることは、1年前の情報どおりになってきたなと思っておるわけでございます。

横田基地につきまして、米軍再編の計画はこの3月に結論が出るということでございます。そこで米軍再編の計画によりまして本家本元の横田基地の米兵の増減があるのかどうかについてお伺いします。あるとすればどのくらいの増減があるのか、お伺いをいたします。

横田基地についての2点目でございます。去る平成17年5月以降、つまり横田基地の司令官の交代以降、横田基地の米兵のトラブルの現況についてお伺いします。最近、横須賀や佐世保等において米海兵隊の事件等があり、米兵におけるトラブルがふえております。こういった中にありまして、横田基地周辺でのトラブルの現況につきましてお伺いいたします。横田基地の米兵のマナーはどのようになったのか。また、福生警察署管内で米兵の事件等があったのかなかったのか、お伺いをいたします。

横田基地についての3点目、横田基地司令官による米兵の外出禁止令はいつまで続くのかについてお伺いをいたします。前任の司令官から後任の司令官に引き継ぎがなされたのが昨年5月。任命式が6月1日ですか、と聞いております。そのときに外出禁止命令も一緒に引き継いだとのことでありまして。外出禁止命令は、またの名を「立ち入り禁止命令」と言いますが、これはいつまで続けられるのでしょうか、お伺いをいたします。

3番目、市有地等の管理について、行政財産等の未利用地の管理状況についてお伺いをいたします。市には行政財産と普通財産があるわけですが、これらの管理状況についてお伺いをいたします。また都営熊川アパート付近の土地の有効利用についてお伺いをいたします。

また、自由広場でございますが、ゲートボール場を除いて空き地がなくなっております。工作機械置き場と言いますか、物置き場になっておるようでございます。どこが管理しているのかお伺いいたします。キャッチボール等できるようにスペース等もつくってもらえることが可能かどうかお伺いをしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 今林議員さんの御質問にお答えをいたします。

道路行政についての1点目、国道16号線渋滞の現状と課題についてであります。御質問の第2ゲートから武蔵野橋に至る16号線については特に朝夕、渋滞の著しい区間でありまして、渋滞による停止、発進時に発生する排気ガスや騒音により、沿道のみならず周辺地域の環境が悪化しておりますので、現在、国土交通省で武蔵野橋から小荷田交差点区間の4車線拡幅工事を実施しております。私も思いは同じでございます。渋滞の解消や環境の改善が図られるよう国土交通省に早期実現に向けまして、さらに要望していきたいと考えております。

2点目の圏央道の進捗状況と温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の状況変化であります。圏央道はこれまでに関越自動車道に接続する鶴ヶ島ジャンクションからあきる野インタ

一チェンジ間の約30.5キロメートルが開通しております。御質問のそれから先の進捗状況については、中央自動車道に接続する八王子ジャンクションまで約9.6キロメートルでございますが、八王子城跡トンネル工事におくれが出ているとのことで、現時点では開通は未定であるとのことでございます。

また、この間が開通した場合の温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)の削減量は、事業者によりますと東京都、神奈川県、埼玉県の1都2県で年間約3.7万トンの削減の効果があるとのことであります。いずれにいたしましても、周辺道路の混雑緩和、行動範囲の拡大などに大きな期待が寄せられておりますので、引き続き国土交通省等に事業推進を促進協議会等を通じて要望してまいります。

3点目の国道16号の武蔵野橋から新奥多摩街道の道路状況についてであります。この区間は都市計画道路3・4の2号線、睦橋通りで、御承知のとおり、現在、東京都施行で実施しております。用地買収は93.8%が終了し、平成18年度には電線共同溝、雨水管工事等を先行工事として実施し、平成22年度に全区間の道路築造を一括して行いたいとのことでございます。睦橋通りは大変重要な幹線道路でございますので、今後もさらに事業が進展し、早期実現されるよう東京都に要望してまいります。

次に、横田基地についての1点目、米軍再編による米兵の数の増減につきましては、現在の横田基地の米軍人の人数は約3100人と聞いておりますが、今回の米軍再編に伴いまして、国からの回答及び横田基地からの情報でも、米軍の規模、人員に大幅な変動が起こることはないと理解しております。

2点目、米兵のトラブルの現況につきましては、福生警察に確認したところ、御質問の地域でのトラブルにつきましては17年の5月以降は、いざこざ程度のトラブルはありますが、事件として取り扱うような事件は1件もないということでございます。

3点目、外出禁止命令につきましては、平成17年5月7日午前5時30分ごろ、横田基地の2人の軍人がビール瓶で打たれ、けがを負う事件があり、平成17年5月9日に福生駅東口近くにある飲食店街の特定の区域への立ち入りを午前1時から午前6時までの間、禁止をする命令が出されたもので、このときの星条旗新聞には、「基地司令官として横田基地のすべての人の安全に責任がある」とのコメントが載っておりました。

この命令の有効期間は特に定められておらず、立ち入り禁止の解除命令が出されるまでは有効とのことでございます。なお、これまでの経過につきましては担当部長から答弁をいたさせます。

立ち入り禁止命令の解除につきましては、確かにこの立ち入り禁止命令が出されてから、店によっては売り上げが減少し、苦労があるということは承知しておりますし、またこのことは横田基地へも伝えてあります。この件につきましては現在、商店街や地域の方、町会で協議をしているとのことでございますので、今後、協議の推移を見守ってまいりたいと存じます。

次に、市街地等の管理についての行政財産等の未利用地の管理状況についてでございますが、行政財産としての未利用地は市営住宅用地が福生病院近くの第一市営、わ

らつけ街道に面した第四市営、青果市場前の第五市営住宅の3カ所で、面積は約2700平方メートル、また保健センター付近の自由広場が約1万1400平方メートルでございます。市営住宅用地は木造住宅の明け渡しに伴い取り壊したもので、現在は臨時といたしまして市営住宅にお住まいの方の駐車場、福生病院の職員駐車場、ゲートボール場として活用しております。自由広場につきましては教育財産ではありますが、都市建設部職員の詰所や庁用バスの駐車場としての利用や、福生市シルバー人材センターの剪定枝チップ化施設、ゲートボール場などに貸し付けをして活用しており、また多くの市民が自由広場として御利用いただくなど、多方面で活用されております。なお、市民の利用につきましては他の利用者への安全や付近住民への騒音等に配慮しての使用をお願いしておりますことから、親子で行うキャッチボールなどの個人的な遊びをお願いしております。

普通財産の管理状況でございますが、市内10カ所に点在しておりますが、面積は185平方メートルから、最も大きな面積で2167平方メートルで、合計いたしますと約6400平方メートルでございます。こちら駐車場やゲートボール場として利用しておりますが、未利用地につきましては毎年除草等を行い適正管理に努めております。

未利用地の活用につきましては、現在、職員による未利用地検討委員会で自由広場や市営住宅用地を含め今後どのような活用ができるか等の検討をしておりますが、方向性が出るまでは現在のような利用により活用を図っていくこととなります。

また、都営熊川アパート付近の土地につきましては、東京都の用地でありますことから、今後、どのような活用をしてみたいのか等につきまして東京都に問い合わせをいたしました。現在時点では活用の計画はないとのことでございます。

以上で、今林議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 市長の補足答弁をさせていただきます。特定区域への立ち入りを禁止する命令が出されたこれまでの経過でございますけれども、市民の方から平成16年5月の深夜に、外壁などに落書きなどの迷惑行為を受けたとの連絡により事実を確認後、福生警察署には警備の強化を、また横田基地には深夜のマナーの向上、指導についての依頼をいたしております。

そして、6月の横田基地対策特別委員会におきまして、週末の兵隊による迷惑行為についての御質問があり、7月29日には横田基地対策特別委員会で東京防衛施設局に対し、他の基地対策関係の要請とともに軍人軍属等の横田基地の外における法令、マナーの遵守について要請をいたしました。

その後、9月29日に、酒に酔った米兵が民家の敷地内に侵入し、警察に逮捕されましたことから、同日、横田防衛施設事務所と横田基地広報部に申し入れをいたしております。

10月25日には外国人が空のビールケースを持って騒ぎを起こし、警察と憲兵隊を呼ぶ事件が発生をしたため、再度横田基地への要請をいたしております。なお、その際には町会長さんがまとめました被害状況のメモの英訳文を渡しております。

翌26日には、横田基地広報部から迷惑行為を起こさないこと、また基地までは大

通りを使用すること、それに真夜中になる前に家に帰ることなどについて基地の軍人全員に対して司令官が通知を出したとの回答を得ております。

その後、この地域での事件等の情報は全くなり安心をしておりましたが、平成17年5月9日に突然横田基地の司令官から、「午前1時から6時までの特定区域への立ち入り禁止命令」が出されたところでございます。経過は以上でございます。

○17番（今林昌茂君） 御答弁ありがとうございます。引き続いて、再質問をさせていただきます。

道路行政についての1点目でございますが、国道16号線がいかに渋滞しているかということは御認識していただけたと思っております。第2ゲートから第5ゲート、武蔵野橋に至る沿道の住民の皆さんは排気ガスで大変に迷惑をしております、もう病気になるのではないかと心配も耐えない状態でございます。

そこで、お伺いしたいと思います。この付近の排気ガスの環境測定などなされたのかどうか。なされたのであれば、その測定結果はどうであったのか。また具体的には車の走行台数と基準値はどのようになっているのかお伺いをいたします。

次に2点目、圏央道の進捗状況はわかりました。それでは温室効果ガスCO<sub>2</sub>の状況変化ですが、御答弁では二酸化炭素、CO<sub>2</sub>排出量を3.7万トン、年間削減できるとのことでございますが、1トンは1000キログラムでわかるのでございますが、1万トンは何のくらいになるのかちょっとわからなくて、3.7万トンにもなりますとちょっとわかりにくいので、具体的に何かと比較するとしたらどのようになるのか例えがありましたら、お願いをいたします。

道路行政につきましての3点目、国道16号の武蔵野橋から新奥多摩街道まで、いわゆる都市計画道路3・4・2号線、陸橋通りでございますが、18年度から22年度にかけて工事が完成する予定という答弁をいただきました。よろしくお伺いをいたします。用地買収が少し気がかりですが、何とか粘り強く推進をしていただきまして、道路完成に向けて御努力をお願いしておきたいと思っております。これが完成すれば、排気ガスを削減できることはもう間違いないことだと思っております。

横田基地についての1点目、米軍再編による米兵の数については増減なしとの答弁をいただきました。約3100人くらいということでありました。わかりました。

2点目、横田基地関係で事件等はないという答弁でございます。つまり品行方正になってきたということでありました。これは立ち入り禁止命令も影響しているかもしれませんが、とにかくマナーがよくなってきているということでありました。わかりました。

さて、次の3点目でございますが、外出禁止命令（立ち入り禁止命令）がいつまで続くのかということになりますと、先ほどの答弁ではいつまでも続くであろう、解除命令が出るまではということでありました。それでは困るのであります。福生の社交飲食店の皆さんは、次のように言っている。「福生駅東口近くの、しかもある特定の区域を指定しての立ち入り禁止命令は差別である」と言っております。同じ市民でありながら、なぜ差別されるのかと憤慨をしておるわけでございます。

一方、近隣の住民の皆さんはそこまでは考えていない、要望していない、外出禁止

命令など出してほしいなどと言った覚えはないと言うのです。「立ち入り禁止命令を出してくださいなどと言っていない」と言っております。問題は、米兵のマナーさえよくなってもらえばそれだけでいいのだと言っているわけでございます。

要は、住民の皆さんも、飲食店の皆さんも立ち入り禁止命令を望んでいない、だれも望んでいないのであります。だれも望んでいないのに外出禁止命令は出されておるのでございます。

答弁にもありましたように、平成16年ですから一昨年になります。一昨年、米兵による迷惑行為があったのは事実であります。市当局がこの事実を受けて、軍人軍属等の横田基地の外における法令、マナーの遵守について要請されたのは、これは私ももっともなことであると思っております。

そこで、私は最初にお聞きしたわけでございます。「昨年の5月以降に米兵による事件等ありましたか」と、御答弁の中では「福生警察署管内で事件は1件もない」ということのでございました。つまり、安全になったということであります。安全になれば外出禁止令、または立ち入り禁止令は解除されるべきであると思っておりますが、いかがでございましょうか。

外出禁止命令を解除するかしないか、どっちにするか、その判断はあくまでも横田基地の米軍にあるわけでございます。今まで市当局は市民のために何ができるかを常に考えて、理事者は行動してきたと思うのであります。であるならば、安全が確認されれば「現在、品行方正になりました。米兵の皆さんは安全です」と、司令官に言ってもらいたいのであります。後押しをしてもらいたいと思えます。

昔、空襲警報も安全になったらいつまでも出しっぱなしにはしないと思えます。安全が確認されれば、空襲警報だって解除されるわけですよ。立ち入り禁止命令にしても安全が確認されれば、解除されるのは私は普通ではないかと思っております。このようなことから、市民のためにも、そして福生市の経済活性化のためにも、外出禁止命令は解除されるのがよりベターであると思っております。

市当局は、外出禁止命令を解除するかしないかの判断は、あくまでも基地側なのだから、基地側はするのだと、だから我々は関係ないというような態度ではなくて、判断する材料を司令官に出していただきたいと思えます。判断する材料がなければ、基地側だって判断のしようがないわけです。判断のしようがないから、いつまでも外出禁止令が続くことになるわけでございます。

飲食店の皆さんは、思っています。市が横田基地に要請をしたから、立ち入り禁止命令が出されたのだと思っております。これは、線引きして新聞に載りましたから、本当に。こういったことはだれも望んでいない、だれもですよ。ですから、市が解除要請をしてくれない限り、判断の材料を横田基地に出してくれない限り、横田基地は立ち入り禁止命令を解除するわけがないと、このように飲食店の皆さんは思っておるわけでございます。どうかこの辺のところを御理解していただけますかどうか、理事者の御見解を伺いたいと思えます。

3番目ですけれども、市の所有地等の管理についてでございます。行政財産が3カ所の市営関係で2700平米、自由広場が1万1400平米、これが一番広いです。

未利用地の活用については、職員の皆さんによる未利用地検討委員会を立ち上げているとのことでございますが、どのようなことが検討されたのか。またその結果等について伺いたしたいと思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○生活環境部長（田辺恒久君） 再質問に対しまして、答弁させていただきます。

まず、1点目の16号線の排気ガスの調査でございますが、車の排気ガスのうち人体に影響があるとされる二酸化窒素の状況でございますが、環境基準は0.06ppmでございます。福生市では16号線で3カ所の測定を毎年行っております。平成17年度につきましては、平成18年1月で行いまして、第2ゲートで0.045ppm、第5ゲートで0.041ppm、武蔵野橋南で0.048ppmでございますが、それぞれ環境基準を下回っております。平成13年度に同じ場所での観測結果では、それぞれ0.06ppm、0.059ppm、0.070ppmで、環境基準とほぼ同じか、若干上回った数字でございました。

車の走行台数は平成13年度に比しまして、平成17年度では5.8%の増加で、1日に5万5800台が走行しておりますが、平成15年10月からの東京都のディーゼル規制の関係で、二酸化窒素は減少しているものと考えられるところでございます。

それと、二酸化炭素の排出量の具体的比較でございますが、国土交通省の圏央道の資料によりますと、温室効果ガスCO<sub>2</sub>の年間排出量3.7万トンの削減量は、明治神宮の面積、これは72ヘクタールでございますが、明治神宮の面積の約48倍に相当する森林の年間CO<sub>2</sub>吸収量と同じだろうということでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○市長（野澤久人君） 横田基地の立ち入り禁止の関係について、私の方から状況等、少し含めてお話をさせておいていただきます。

今、今林議員さんから「だれもそんなことは望んでいないのだ」というお話がございました。もともと市の方から申し上げたのは、こういう事件が起こっているので、米兵の指導をしてほしいというお話を申し上げたわけですが、その結果として司令官がああいう形をとったと、こういうことになっております。

それで、本当にだれも望んでいないのであれば、私、すぐ飛んで行きます。行きます。その話はしてきます。そここのところが我々のところにまだ来ていないということでありまして、もし今のお話、本当にそのとおりであれば、それはそれで結構でございますので、正確に地域の方々と、それから町会の方々を含めて私どもの方で調査をさせまして、その上でそういう結果が出ているのであれば司令官の方にお話はいたします。

ただ、状況は実はもっと厳しくて、実は在日米軍再編の問題が絡んでいるのだらうと思いますが、各地の問題、横須賀の問題などもあるのでしょうけれども、今、むしろ司令官は地域のパトロールをしたいということまで言うておられますので、そういったことが司令官に受け入れられるかどうかというのは全然別の問題としてお考えいただきたいと、こう思います。以上です。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 次に、未利用地検討委員会の関係でございますけれども、この未利用地検討委員会につきましては平成16年12月から開催をされておりました、企画財政部、総務部、福祉部、都市建設部、教育委員会事務局の関係部課長計12名で構成をされております。現在までに4回開催をされまして、公社所有分も含めまして未利用地の現状把握、各課における未利用地等の利用希望調査等を実施をいたしまして、総合的な方向性及び個別の未利用地の活用・検討を行っております。その際には緊急性がございました適用指導教室の設置場所の選定等も行いまして、また新庁舎建設に伴う第四庁舎等の活用なども現在検討している状況でございます。

○17番（今林昌茂君） 御答弁ありがとうございます。市長さんの真剣な顔を拝見しまして、私も希望が持てた次第でございます。まことにありがとうございます。

昔、江戸時代に江戸の町を守った、八百八町を守ったと言うのですか、よくわかりませんが、大岡越前という人が名裁きをしたと言われております。その中に三方一両村というのがございます。三方丸くおさめる、米兵の皆さんの中にも不平は出ているのです。お店に来たら断られた。何で差別をするのだと、自分たちは静かに飲みたいだけなのだ、このように言っている人もいらっしゃる。ですから、私が先ほど言いましたのは、だれも望んでいないのでありますと言ったわけでございます。立ち入り禁止令というものを望んでいる人はほとんどいないに等しい。

町会の皆様にもお聞きしたのでございますけれども、外出禁止令をやったというのは、そこを望んでいないというのです。したがって、米兵の皆さん、そして市民の皆さん、そして飲食店の皆さんが三方丸くおさまるようにひとつここで市長に御期待申し上げまして、私の一般質問は終わります。まことにありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、10番原島貞夫君。

（10番 原島貞夫君質問席着席）

○10番（原島貞夫君） 御指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。質問は2項目でございます。1項目目は環境行政について、2項目目は、都市基盤整備についてでございます。

まず1項目目、環境行政について、福生市地域新エネルギー詳細ビジョンについてお尋ねいたします。昨年2月、京都議定書が発効いたしまして、各国での二酸化炭素削減に向けた取り組みが開始されたところでございます。2003年にヨーロッパを襲った熱波では3万5000人以上が亡くなり、2005年にはアメリカでカトリーナなど巨大なハリケーンがたびたび襲い、約1300人が死亡し、大きな被害が出ております。オーストラリアのシドニーでは今年の正月、最高気温が44度を記録したと報道されておりました。日本においてもこの冬、北陸、北日本で豪雪と寒波に見舞われ、多数の方々が亡くなられたことは記憶に新しいところでございます。

世界の災害、被害をまとめているミュンヘン再保険会社によると、2005年の気象災害による被害額は約24兆円を超えたとする試算を報告しております。これらの気象災害のすべてが地球温暖化に関係するとは言えないと言われておりますが、国連環境計画の担当者は温暖化に伴う異常気象のため、気象災害が起りやすくなってい

ると指摘しております。

また、一昨日のテレビで南太平洋の島が海水が陸地に浸水してきたことを放映しておりました。また、同じく南太平洋のバヌアツ諸島の一部の島では海岸の浸食が毎年二、三メートルの早さで進んでおり、昨年8月までに100人以上が島の内部に移住したとも報告されております。

地球温暖化は二酸化炭素などの温室効果ガスの影響により地球の気温が上昇し、気候が大きく変動することと聞いております。このことは巨大台風の発生や干ばつ、大洪水等を引き起こしたり、食糧生産にも大きな影響を及ぼしたり、熱帯性の伝染病の発生など予測のできないいろいろな現象が出てくると言われております。

この地球温暖化は世界規模、地球規模の課題となりますが、この課題を解決するためには市民一人一人の取り組みや地域からの取り組みが重要になると私は考えております。

さて、福生市では昨年度、福生市地域新エネルギービジョンを策定し、2030年までに二酸化炭素を50%削減をするというデンマーク並みの目標を設定しております。この目標値は全国的に見て高い目標値であるばかりでなく、ヨーロッパの先進国、イギリス、フランス、ドイツや先進市ではスウェーデンのベクショー市、それからルンド市とも比肩する非常に高い数値であると思われます。このたび、市では福生市地域新エネルギー詳細ビジョンを策定しましたが、詳細ビジョンということで昨年度のビジョンより、より詳細になっていると考えます。

まず、お聞きいたしますのは目標値の二酸化炭素50%というほかに類を見ない削減目標の実効性についてです。大変高い目標値でございますので、ぜひとも実効性の高いものにしていただきたいと考えております。この数値の実効性と申しますか、数値目標の達成見通しを市長はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

2点目は、このようにすばらしい高い目標を設定しているわけですが、達成するためには市民、事業者、行政との協力が非常に大切であると思っております。そこで、市民、事業者、行政の役割や協力についてどうお考えかをお伺いいたします。

3点目といたしましては、福生市地域新エネルギー詳細ビジョンを拝見いたしますと、コミュニティービジネスと申しましょうか、エネルギービジネスと申しましょうか、事業化についての記載があります。福生市に産業を興すという視点からも興味深い内容になっております。事業化についての市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。以上、環境行政の福生市地域新エネルギー詳細ビジョンについてお答えをいただきたいと思っております。

次に、2項目目、都市基盤整備についての牛浜駅のバリアフリー化について、ほかの議員も私も今まで何度も質問してきましたが、再度お尋ねいたします。交通バリアフリー法が平成12年に施行され、各地の主要駅が改善されてまいりました。この交通バリアフリー法の内容としては鉄道事業者と市町村の努力義務が確立され、交通バリアフリー実現のための支援策である国の補助制度も活用できることになりました。その結果、福生駅は西口、東口もバリアフリー化が図られ、改札口から駅ホームまで高齢者や障害者が安全かつ円滑に利用できるようにするため鉄道事業者により本事業

が実施され、市はこの事業に要する費用の一部、6000万円を補助しました。その結果、平成17年3月に弱者に優しい駅に生まれ変わりました。

また、拝島駅は平成17年9月19日に起工式を行い、自由通路を含むバリアフリー化の駅舎の建て替えが始まりました。牛浜駅のホーム上の屋根は福生駅側にはなく、10両編成の車両には十分ではなく、雨が降っているとき、乗降客の皆さんが大変困っております。駅舎は建築後、約44年が経過し、かなり老朽化しております。駅舎のく体や骨組みは古いレールを使用していて、建築基準法上からも全面的な駅舎の建て替えが必要であるとJRでも言っているところでもあります。

牛浜駅東口の広場も、おかげさまできれいに整備されました。また、同時に建築整備事業で立派な店舗つき住宅街に東口は生まれ変わりました。牛浜駅周辺には御存じの市民会館、さくら会館、中央図書館、福庵、それから市営球場、学校など公共施設がたくさんあります。そこで高齢者、障害者など弱者や、また毎年催されます横田基地のカーニバルへ来られる20万人もの多数の乗降客対策として、バリアフリー化した駅舎に建て替える計画はあるのか。また、今までの活動状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（石川和夫君） 3時10分まで休憩いたします。

午後3時 休憩

~~~~~

午後3時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 原島議員さんの御質問にお答えをいたします。

環境行政についての地域エネルギービジョンについてでございますが、1点目の二酸化炭素50%削減目標の実効性につきましては、平成16年度に策定いたしました福生市地域新エネルギービジョンをより具体的に進めるため、今年度、福生市地域新エネルギー詳細ビジョンの作成をいたしました。

新エネルギービジョンでは、二酸化炭素の削減目標といたしまして平成15年を基準年とし、平成22年10%削減、平成32年25%削減、平成42年50%削減という非常に高い削減目標を設定しております。この高い削減目標を受けて、より具体的に詳細ビジョンを策定したところでございます。

この詳細ビジョンと言いますのは、要するにこれからみんなでそれぞれ努力していくことによって、この42年には50%達成をできると、こういうことでございまして、この策定に当たりまして事業者、あるいは市民の方、行政がかかわってつくっておりますので、それぞれの形の中でそれぞれに努力していく、そのことが非常に大事だというふうに認識をしております。

策定に当たりましては、着実な省エネルギーの推進、新エネルギー導入とエネルギーのベストミックスの追求、分散化によるエネルギー供給の効率化と安定化、地域の新規産業・雇用の創出の四つの考え方で提案がいろいろされております。

この高い目標値を具体化するための市民の方々、事業者の方々に御協力をいただき、1年間のエネルギー消費状況を調査し、新エネルギー導入や省エネルギー推進をいつまでに、どの程度行えば目標値に達するかを明らかにいたしました。

例えば、太陽光発電の普及につきましては太陽光発電システムのまとめ買い契約による低価格化、太陽光発電導入推進基金の創設、ふっさグリーン電力証書の創設検討、省エネ請負業、エスコ事業と一般的に言われておりますが、そういった新しい産業と結びついた太陽光発電の設置、ソーラ商店街の形成が提案をされております。

太陽光発電システム以外では、太陽熱利用システム、分散型発電システム、省エネルギーの普及啓発やキャンペーンの実施、エコカーの奨励、グリーン電力の購入などがございます。

原島議員さんが御質問の二酸化炭素50%削減という高い目標達成の実効性という側面で言いますと、本詳細ビジョンが市民の皆様方、さらには事業者の方々、そして行政との皆の協力でやっていくことによって達成ができると、こういう目標値であると、こういう考え方でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

第2点目の、市民・事業者・行政の役割についてでございます。市民の方々にはお一人お一人が省エネ行動をしていただくことがまず肝要と考えております。加えまして、住宅や電気機器の省エネルギー化、新エネルギーの導入、エコカーへの買い替えなどを挙げるができます。

また、事業者の方々にはそれぞれの事業所の省エネルギー化を図られることが大切かと考えております。また、先ほど申し上げました省エネ請負業、エスコ事業でございますが、市内事業者の方々が率先して地域での環境ビジネスを立ち上げられることで、本詳細ビジョンはより具体化していくものと期待しているところでございます。

市では、公共施設での省エネルギー、新エネルギーの導入のほか、目標達成に向けた総合的な仕組みづくりが重要であろうと考えておりますし、市民の方々への普及啓発、市民活動への支援なども大切な役割と認識しているところでございます。

第3点目、事業化の可能性ということですが、事業として一つは省エネルギー機器の導入・代替などによる省エネ請負事業、いわゆるエスコ事業、二つは天然ガスコ・ジェネレーション等を柱にしたエネルギーの需給改善を行う事業、三つには太陽光発電など新エネルギーを利用した事業が考えられます。事業化に当たりましては、福生エネルギー市民会議からも提案されているところでございますが、主体はあくまでも民間事業者ということになりますので、市内事業者の方々とも連絡・調整を進め、市としてできることは支援をしてみたいと考えております。

次に、都市基盤整備についての牛浜駅のバリアフリー化についてでございます。現在の牛浜駅の状況は、特に東西自由通路に設置してある階段が急な階段で、高齢者の皆様には大変御不便をおかけしておりますので、機会あるごとにJR八王子支社へ乗降客が安心して利用できるような駅舎に改善するよう要望しております。

御質問のバリアフリー化した駅舎に建て替える計画は、現時点では予定がないとのことでございますが、今後の見通しとしては本年度、市の要望によりまして牛浜駅の基本調査をJR八王子支社で実施しておりますので、この基本調査の結果により歩行

者動線や昇降機の位置、費用面等を含め研究し、実施に向けてJR八王子支社と協議を続けてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、御承知のとおり牛浜駅はJRのものでございますので、市施設であれば予定が立つわけでございますが、その点について大変歯がゆい思いをいたしているところでございます。

また、これらの問題の活動として西多摩地域広域行政圏協議会で利用者の安全確保と駅施設のバリアフリー化の観点から、駅舎の建て替えを福生市の要望事項といたしまして要望しておりまして、今後も関係市町村ともども実現に向け要望を続けてまいります。

以上で、原島議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○10番（原島貞夫君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

それでは、質問席から改めて質問をさせていただきます。地球温暖化対策は長野県の諏訪市や飯田市など他市の様子を見ましても、これから重要になってくるものだと思います。そういう意味で福生市の取り組みは非常に先進的な取り組みであると考えております。

ただいま、市長より詳細ビジョンを策定したことで実効性が高まったとの発言をいただきました。そこで再質問の1点目、市として総合的な仕組みづくりとの御答弁をいただきましたが、総合的な仕組みづくりとは具体的にどのようなことをイメージされているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

2点目といたしまして、このような高い目標を設定すると、協力体制が大変重要になると思っております。そこで、市民、事業者、行政の協力体制について、市としてどう考えているかお聞かせ願いたいと思っております。

それから、3点目になりますが、先ほど答弁されましたように事業化は地球温暖化に貢献するばかりでなく、福生市の産業振興の視点からも新しい事業を興すことは市にとっても重要なことと思っております。そこで、事業に当たっての行政の支援であります。市としてはどのような支援策があるのかをお尋ねいたします。

次に、牛浜駅のバリアフリー化についてですが、福生市の要望で平成17年度に牛浜駅の基本調査をJRが実施するとの答弁がありました。その内容をお伺いいたします。あわせて立川駅から青梅駅までの各駅のバリアフリー施設の状況をお伺いいたします。また、駅の改札口の内側をらち内、外側をらち外としますと、らち内、らち外で昇降設備が設置済みの駅は何駅あるのかをお聞かせ願いたいと思っております。

以上で、再質問とさせていただきます。

○生活環境部長（田辺恒久君） 原島議員さんの再質問に対しまして、お答え申し上げます。

再質問の1点目、地球温暖化対策としての総合的な仕組みづくりでございますが、例えば太陽光発電の普及でまとめ買いという仕組みがございます。今、太陽光発電を設置いたしますと、1キロワットで60万円から70万円の経費がかかります。1軒で3キロワットの太陽光パネルを設置いたしますと、約200万円前後という計算になります。その価格を何とかできないかということで、例えば行政が中心になりまし

てまず設置したい市民の方々の応募を取りまとめ、大量の需要と言いましょいか、まとまった数を確保し、太陽光発電の業者に対し一括大量購入により値段をやすくさせるという交渉を行いまして、1キロワットの値段を40万円前後まで引き下げてもらうことによって、太陽光発電を普及させようという仕組みづくりを行うことで、普及することができると考えております。これも福生市だけでは数がまとまりませんので、都内で積極的に地球温暖化対策を実施している他の自治体と協力・連携をして、数をまとめていくことも視野に入れているところでございます。

このような仕組みをいろいろ組み合わせることで総合的な仕組みづくりを行い、目標達成に向けていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

2点目の、市民、事業者、行政との協力体制でございますが、それぞれの取り組みとともに協力を行うことが大切になると考えております。現在、福生エネルギー市民会議が開催されておりまして、市民会議には市民の方だけでなく市内の事業者の方、商工会の職員なども参加をいただいているところでございます。そういう中から協力体制がより進んでいくものと考えております。

3点目の、事業化に当たっての支援でございますが、事業化の主体は市内の民間事業者であると考えておりますが、事業化は福生市の地球温暖化対策として大変重要な柱の一つでございます。二酸化炭素削減という地球温暖化対策を具体的に進めるという公共性の高さから、市といたしましても資本金の一部を出資したりできないか、ベンチャー企業支援体制等を研究・検討してまいりたいと考えております。以上、よろしくお願いいたします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、原島議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

基本調査の内容でございますが、牛浜駅の既存駅舎の構造調査、駅構内の昇降設備、エレベーター、エスカレーター等になろうかと思っておりますが、これの計画、地質調査、旅客誘導の検討、既存の駅舎を考慮した平面図の作成、新たな駅舎を考慮した平面図の作成と、それから各概算の工事費の算出と概算工程と、このようにお聞きしているところでございます。

次に、立川駅から青梅駅間でのバリアフリーの設置状況でございますが、この間には13駅ございまして、らち外で設置しているのは6駅、らち内で設置しているのは7駅で、両方既に完備されている駅は5駅ございまして、その5駅は立川、西立川、河辺、青梅、福生、この5駅ございまして、福生市内では福生駅が入っているところでございます。

なお、18、19年度で実施を予定している駅もありますので、バリアフリー化はさらに進むものと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

○10番（原島貞夫君） それぞれ御答弁をいただき、ありがとうございました。それでは、要望ということで少し述べさせていただきます。

地域エネルギー事業については、省エネルギー機器の導入、代替等による省エネ請負事業をベースに天然ガス、コジェネレーションを柱にエネルギーの需給改善を行う事業と、天然ガス、コジェネレーション以外の新エネルギーを利用した事業に、事業

を拡大していくこととなります。将来的にはマイクロブリッド、すなわち小さな敷設網や地域熱供給等の地域エネルギー供給の展開も考えられます。この方法であると、個別に新エネルギーを導入していくよりも経済面、エネルギー面で効率を高めていくことが可能になります。

段階的に、個々の施設、事業という「点」としての対象から「面」を対象にする事業への転換を図っていく必要はあります。市が掲げた高い目標値の達成に当たっては、エネルギーに直接的に関与せずとも、間接的にエネルギーの消費、削減等に結びつく技術を取り入れていくことも重要です。

このような技術を市内に根づかせて、温暖化防止に役立てていくとともに、市内事業者の競合優位を確保していくような取り組みも重要です。地域エネルギー事業は地球温暖化防止や地域経済振興、それに伴う雇用創出効果、さらに地域防災力の強化などさまざまな公益面での波及効果が期待されます。このため、行政が資本参加する、いわゆる第三セクター方式等も検討して、地球温暖化対策や産業振興のため事業化を強かに推進していただきたいと思えます。

それから、福生市では二酸化炭素を2003年の排出量に対して2010年、10%、2020年、25%、2030年、50%削減するという高い目標値を掲げました。この2030年、50%削減という高い目標はデンマーク等世界の先進国とも比肩できる目標値であります。我々市民、事業者、行政はこの高い削減目標値を目指して協力、努力、さらに市は設置するエネルギー地域温暖化対策担当を中心に積極的に邁進していただくことを強く要望いたします。

次に、牛浜駅バリアフリー化についてですが、牛浜駅のバリアフリー化を実現するための補助制度を活用するには一定の基準があります。駅1日の利用者数5000人以上、高低差5メートル以上の鉄道駅は平成22年までにエレベーターやエスカレーター等を設置することが目標とされています。牛浜駅の場合、高低差が4.7メートルと基準以下であることから、基準を満たす駅には該当しません。しかしながら、ただいま御答弁いただきましたように立川、青梅間13駅で、整備済み駅は立川駅を含め5駅であります。うち内、うち外とも昇降設備が未整備の駅は東中神、中神、拝島、牛浜駅で、中神、東中神、拝島駅は平成18年から19年にかけて設置が決定しておりますが、乗降客8000人の牛浜駅のみが設置計画がないこととなります。

20日付の公明新聞によりますと、国土交通省は2006年度から鉄道の安全対策を進めるということで、利用者の多い駅の耐震化を後押しする支援策を創設しました。駅の耐震化については1日当たりの利用者が1万人を超える駅を対象に、柱の工事等にかかる事業費の3分の1を補助します。こうした事業によって取得した資産にかかる固定資産税の課税標準額を5年間3分の2に軽減しますという内容になっております。

福生市及び西多摩地域広域行政圏協議会は粘り強く要望した結果、平成17年度で牛浜駅の基本調査を計画して計上しており、平成18年3月完了との回答をいただきました。一歩前進したものと考えております。牛浜駅は将来、横田基地が軍民共用化された場合、福生駅と並んで主要な駅になることが考えられます。高齢者、事業者等

弱者の強い要望がありますので、西多摩地域広域行政圏協議会で利用者の安全確保と駅施設のバリアフリー化の観点から、駅舎の建て替えを福生市の要望事項としていることをお聞きしましたので、基地周辺まちづくり事業等種々の支援を活用して強力に進めていただくよう要望いたしまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、11番森田昌巳君。

（11番 森田昌巳君質問席着席）

○11番（森田昌巳君） 御指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、安心・安全のまちづくりについてお伺いいたします。この冬は異常な寒さ、また各地に記録的な豪雪による被害をもたらしました。そうした中で幼い子どもたち、お年寄りが犠牲になる悲惨な火事のニュースがテレビや新聞で報道されていました。先日、東京消防庁では昨年1年間の都内での火災による死亡者をまとめた報告がありました。自殺や放火を除いた建物火災で死亡者は110人、昨年比べて16人増であります。このうち65歳以上の高齢者が64人と、前年は13人となっております。8割が高齢者のひとりのときに起きた火災であり、逃げおくれが主な原因となっております。気づくのがおくれ、また動きが大変な高齢者、また障害者等災害弱者への安全確保を早急に図る必要があります。市民生活の安心・安全政策を進める上で大変重要な課題と言えます。

そこで、次の4点につきまして市のお考え、今後の取り組みなどお伺いいたします。このような高齢者の焼死事故に対して、どのような防止対策が取り組まれているのか。次に、ひとりで避難できない高齢者・障害者等の要支援の安全確保、避難対策は整備されているのか。次に、要支援者とされている緊急通報システムの運用状況についてお伺いいたします。最後に、火災警報機の設置が今年の6月から義務づけられておりますけれども、それを市で進める考えはあるのかどうか。以上、4点につきましてよろしくお伺いいたします。

次に、ハト公害についてであります。ハトの問題につきましては以前に何人かの議員さんから、福生駅東口の件につきましていろいろ問題視されているところであります。そのような中で、福生市におかれましては水と緑の保全に取り組まれ、都市化の進む中、自然との調和を図りながらまちづくりが進められています。自然を大切にされた生物、また野鳥との共生を図ることで、私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれております。

自然環境が整備されていることは生態系が守られ、野鳥が飛び交い、動植物の生存も豊かになることであると思います。今回、ハトの問題を取り上げましたが、ハトは私たちの身近なところでかわいがられている野鳥であり、神社・仏閣・公園のシンボリック的存在でもあり、古くから親しまれている鳥であります。

そのような、ハトが問題で最近あちこちで地域の人たちとの間でトラブルが発生し

ているところであります。何人かの人がかえさを与えることでハトが大量に繁殖し、集団で行動し、大量の排泄物をまき散らし、ハト公害としてのトラブルの原因となっております。そこで、市内におけるトラブルの現状とハトの生息数や苦情処理の状況等をお伺いいたします。

また、新聞で上野公園のハト公害について、えさやり防止キャンペーンの記事がありました。大変効果を上げていていると聞いております。これを機会にハトについて市民みんなでハトを考え、福生市の自然環境を守り育てることにおいて大変意義のあることと考えます。福生市においてもえさやり防止キャンペーンの展開をしていただくことを提案する次第であります。市のお考えをお伺いいたしまして、私の質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 森田議員さんの御質問にお答えをいたします。

安心・安全のまちづくりについての1点目、高齢者の焼死事故の防止対策につきましては平成17年度、福生市が在宅介護支援センターに委託を行って、高齢者の生活実態調査を行っておりますが、その中で高齢者の生活実態や、支援が必要になったときや、災害に対応できるようにするための調査も行っております。

この高齢者の生活実態調査の中に、新たに「災害時にひとりで避難することができますか」という質問項目を設定いたしまして、ひとりで避難することができない高齢者の把握に努めております。平成17年度では、75歳以上のひとり・独居及び高齢者世帯の2197人を対象に、戸別訪問による実態把握を行ってございまして、現時点では約7割の1560人の訪問調査が終了しております。

また、災害時にひとりで避難することができないと回答した方で、なおかつ福生消防署への情報提供に御了解をいただいた方を対象に、今後福生消防署の職員が高齢者宅を訪問し、さらなる情報提供を御本人や御家族からいただきながら、火災予防を中心に災害予防の指導をする予定でございまして。

次に2点目、高齢者・障害者等要支援者の避難対策についてでございますが、災害弱者台帳の早期整備と支援体制につきましては、昨年、重度身体障害者災害対策用といたしまして台帳を作成し、この台帳をもとに災害対策用の重度障害者マップを作成いたしました。もしもの場合の災害時に活用できればと思っております。

また、災害弱者の支援体制につきましては、行政や消防署だけで対応できるものではございませんで、大きな災害になればなるほど、その方の一番身近にいる隣近所の方の支援が必要となります。隣近所のつき合いが希薄となってまいりました今日、自分が災害弱者であり、災害時には助けが必要であるということのみずから隣近所に伝える等の自助努力もお願いしてまいりたい、そんなふうに思っております。

防災訓練等を通じての避難の方法や安否確認の方法など、庁内関係部署の連携、あるいは町会の方々と御相談しながら、速やかな対応ができるよう工夫をしていきたいと考えております。

次に3点目、緊急通報システムの運用状況でございますが、高齢者緊急通報システムは平成2年度から高齢者世帯の方を対象に、また重度身体障害者緊急通報システム

は平成7年度から、ひとり暮らしの18歳以上の重度身体障害者を対象に実施しております。家庭内で病気や事故等の緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報することにより、あらかじめ組織された3名体制の緊急通報協力員により速やかな救援を行い、高齢者や障害者の安全を確保いたします。現在、高齢者緊急通報システムは36人の方が、重度身体障害者緊急通報システムでは5名の方々が利用されております。システム機器の保守管理につきましては、業者委託をし、年1回の点検を行うとともに、利用者に確認をいただく中で使用上の訓練も行っております。

次に4点目、火災報知機の設置につきまして、高齢者宅や要支援者宅へ市は無償で取り付けることはできないかということですが、既存事業の中に高齢者火災安全システム事業と重度心身障害者火災安全システム事業がございますので、この事業のPRに努め、当分の間はこの事業で対応させていただきたいと存じます。

住宅用火災報知器設置につきましては、福生消防署の指導をいただきながら住宅用火災報知器設置の普及促進を図り、住宅防火に努めてまいります。

次に、ハトの公害についての1点目、市内のハトトラブルの状況についてですが、市に寄せられる苦情は、数名の市民の方によるハトへのえさやりが原因となっております。具体的には、福生駅東口のロータリー、多摩橋たもとの遊歩道、旧片倉跡地などの場所におけるえさやりが問題になっており、これにより当然ハトはその場所に集まってくるわけですから、えさをまいている地面を初め電線や木の枝の下、近隣建造物のベランダ等に大量のふんを落としまして、この被害に遭われている方から苦情が寄せられております。

次に、2点目のハトの生息数と苦情処理の状況ですけれども、おおよその数で申しわけございませんけれども、福生駅東口ロータリーで100羽から150羽、多摩橋たもとの遊歩道と旧片倉跡地等ではそれぞれ50羽から100羽程度が集まっているように見受けられます。ただし、これらのハトは群れが重複しているのかどうかとか、あるいは別の群れなのかとかというそういう確認はできておりません。

苦情の処理につきましては、ハトのえさやりの現場に職員が赴きまして、ハトのふん害で困っている人がいること、さらにはえさやりで栄養過多になったハトの繁殖力が飛躍的に向上して、一層深刻な事態を招くことを説明して、えさやりをやめるようお願いをしております。ハトのえさやりはそれを禁止する法律や条例がなく、現段階ではあくまでも「お願い」という形になります。これらの方は再三の市職員、あるいは近隣住民からの苦情に対して配慮をいただけておらず、いまだに事態が改善されておられません。

最後に、えさやり防止キャンペーンの展開ですが、先ほど申し上げましたように現在では「お願い」という形で効果がないところから、市としても何らかの形で対策を打つ必要性を考えておりましたが、お話のように東京都環境局に相談いたしましたところ、東京都では上野公園のハト問題で苦慮し、今年度、「えさやり防止キャンペーン」を行ったところ、半年の間にハトは2000羽から500羽に激減する効果を得たということでございます。キャンペーン中は公園利用者にパンフレットを配布し、付近一帯に看板を掲げたほか、えさやり常習者の方たちにも粘り強く説得を続け、最終的に

はそのような方々10名のうち8名がえさやりをやめる結果になったとのことでございます。単なるお願いでは効果がなくても、キャンペーンを行うことにより一般の方々の理解が得られれば、それだけえさやりをしている方たちに向けられる目も厳しくなるわけでございます。このような理由からえさやりをする人の多くがそれを中断するに至ったようだというのが東京都の担当者のお話でございます。

このような先例もあることですので、福生市といたしましてもいきなり条例とか何かということではなくて、まずは東京都に倣いまして同様のキャンペーンを行って、ハト問題の解決を図ってまいりたいと、そんなふうにいるところでございます。

以上で、森田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○11番(森田昌巳君) いろいろ御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

安心・安全のまちづくりについてでありますけれども、こういった火事による焼死者、ほとんどが逃げおくれたということでありまして、体が不自由だとか動作が鈍くなったとか、結局また気づくのがおくれたということでございます。知覚や聴覚の衰えが原因で気づくのがおくれるのではないかと思います。

こういったことを防ぐにはそういった災害、火事でありまして、早く察知して、早く逃げるといふことでもあります。そうすれば時間的にも余裕ができて、また通報や近隣の人の支援など助け合いが行われるところでもあります。そういうことで、本当はたまたまきょう3月1日から火災予防週間が始まっているわけでございます。7日でありまして、そのような中でもそういったことが呼びかけられております。高齢者をひとりにさせないとか、寝たばこをしない、させないとか、それから暖房器具の取り扱いには十分注意をするとか、そんなことが言われております。110人の死亡者のうち65歳以上の割合が約6割を占めるということなんです。

また、火事のとくにひとりであったときに起きたというのが8割を占めるそうで、こういった悲惨な事故は今後の高齢化社会においてますます増加と言いますか、問題になることではないかと思います。

そういうことで、いろいろな防災対策についても考えなければならぬのではないかとあります。答弁の中でも調査中であるとか、必要なことであり、取り組みを進めているという御答弁であります。消防署の方でも独自にこういった調査を進めて災害時に役立てさせたり、また必要に応じて訓練等やっていくということでもあります。

それと、次の避難状況でありますけれども、この間見た高齢者、障害者の生活実態調査のアンケートの中に、在宅介護の人の8割、またひとり暮らしの高齢者の2割の方、また障害者の人については6割の方が介助とか手助けを必要とするということが載っておりました。災害時にそういった支援というのが必要な方がこれからどんどんふえるわけでございますけれども、そういう中で福祉課の方ではそういった調査だとか把握に努めているということでもありますけれども、最近個人保護だとかプライバシーの問題だとかと言ってなかなか作業が進められないというようなことを聞いております。そのような中で進めていることで、大変難しいかと思っておりますけれども、早急な

取り組みが必要であることと思います。

それと、三つ目の高齢者の緊急通報システムですけれども、これは主に家庭内での負傷とか体調を崩したとかといった主に救急車手配用の装置ではないかと思えますけれども、それと同時に近隣の人が駆けつけるということで、火災などにおいても何か災害が起きて役に立ったり、そういった助け合うということでは有効な手段ではないかと思えます。

それと次の、今回、18年6月から実施される新築住宅への火災警報機の設置義務というのがありますけれども、今回の都議会へ提出されて、その成り行きもあるところでありますけれども、結局火災のときに近所の人ややはり気づいてくれる、また当事者もそういった異常を早く察知するということでは、こういった煙や熱による感知器で、音によって気づくということが非常に有効な手段ではないか考えるわけです。そういうことで音によって知らせ、そういったことで周りも気づき、助け合いの行動が進み、そういった悲惨な逃げおくれとかということが防げるのではないかと考えます。

それで、次にこの火災警報機の要望ですけれども、新築住宅については義務づけられるということで、こういったことを要支援者のお宅へ市でつけてあげることはできないかということでもあります。価格的には非常に安いもので、今、ホームセンターでも売っておりますけれども、大体安いので1500円、高いので1万円ぐらいでいろいろ、壁掛けとか天井へつけるとか電池式、あるいは配線式、いろいろあるわけでございますけれども、だれでも簡単につけられるというような装置になっているそうでございます。音は大体70デシベルぐらいの音で、うちでやってみたのですが、外でも注意すれば聞こえる、長時間、時間をかければ気づくというような、締め切った部屋でもかなりの音量であると思えます。

その安心・安全なまちづくりにつきまして、再質問といたしましては、そういった結局近隣の助け合いだとかが必要なのわけでありまして、行政側でひとり暮らしだとか痴呆症だとか、いろいろな方の要支援者の情報を集めて支援体制のリストができ上がったときに、そういった情報をそういった防災関係者と共有できるのかどうか。例えば町会とか消防団とかとそういった情報を共有して、みんなで助け合うことができるのかどうか、個人情報保護条例だとかプライバシーとかいろいろな問題がありまして、その辺どう取り組んでいき、どう進めていくのかちょっとお伺いしておきたいと思えます。

それと、ハトの問題についてでありますけれども、今回ハトの問題を取り上げましたけれども、私は別にハトをどうしよう、こうしようとかというハトを憎むとかということはありません。お寺のそばで育ちましたから、常にハトが目の前を飛んでいないと何か寂しく感じる場所でもあります。

そういうことで、ハトは昔からかわいいというイメージがあります。そばに寄ってきて人懐っこいということもありますけれども、今回いろいろ調べてみました。いろいろなところでハト公害についてもやはり大変苦慮しているようでもあります。かわいいからえさをやる、またそばに寄ってくるからえさをやると、これは当然のことだと思えます。しかし、ハトが原因で生活環境に悪影響を与えているところであり、答弁

にもありましたようにえさを豊富に与えることによって、過剰な繁殖をして、それが集団化して行動をとると本当に恐怖を感じたり、本当にハトに対するイメージが変わってくるわけです。かわいさ余って憎さ100倍ということもありますけれども、えさやりがいかにかに難しいかということでもあります。

そういうことでキャンペーンという記事を見まして、効果を上げているということのでぜひ取り上げていただきたいのですけれども、先日、初日の冒頭にも緑を残した自然環境を大切に、萌芽更新の大切さなどが述べられております。緑のサポートセンターをつくったらどうだとかというような提案もありました。こういった自然環境が整って、ハトが空を飛ぶというのは非常に景観的にもいいことであって、福生市の上空を米軍機が飛び回るより、よほどいいことであり、市民はそれを望んでいることと思えますが、そういったことで余りハトの数がふえない、適正な数と生態系を守られたハトの環境ということについてはそういったハトのえさやり防止キャンペーンというのは本当に効果を上げているということで、福生市でもぜひ取り組んでいただきたいと思うところであります。そういうことでこれはぜひもう進めてもらいたいと。とにかく春から夏にかけてはハトの産卵期だそうございまして、そのようなときにやれば効果的ではないかと思えます。

そういうことで、例えばそれを福生でやる場合、どのようなことが考えられるのか、どんなことを取り組むのか、ちょっとその辺を再質問としてお聞きしたいと思います。

何かとりとめなくなってしまうかもしれませんが、そういうところで再質問として何点かお願いいたします。

○議長（石川和夫君） 4時10分まで休憩いたします。

午後3時58分 休憩

~~~~~

午後4時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

~~~~~

○福祉部長（木住野佑治君） それでは、森田議員さんの再質問にお答えいたします。

情報を共有できないかというような御質問でございますけれども、現在、先ほど市長から答弁がございましたが、約7割の高齢者の実態調査が進んでおりまして、順次台帳の整備に取り組んでいきたいと考えておりますけれども、これらの情報を災害時等に備えて共有できないかどうかというような問題ですが、これは非常に難しい問題がございまして、昨年4月に個人情報保護法が全面施行されまして、データ化された個人情報を本人の同意なく第三者に提供することを禁じておるわけでございます。

福生市では個人情報保護法の施行以前の平成7年から、個人情報保護条例を制定いたしまして個人情報の取り扱いについて適正管理しているところでございますけれども、本市の条例の9条では個人情報を目的以外に利用してはならないと定めておりまして、その例外規定といたしまして法令等に定めがある場合、これは捜査関係等のことだと思えます。それから、あらかじめ本人の同意を得ている場合、それと災害時において人の生命、身体、財産等を守るため緊急かつやむを得ない理由がある場合、4番目としまして実施機関の事業の執行上、目的外利用または外部提供をすることが公益上やむを得ないと認められる場合で、審議会の同意を得たとき、こういった例外規定があるわけでございます。個人情報保護法の施行以降、新聞等では人の顔が見えない、匿名社会への懸念、あるいは過剰反応に対する批判が出ているところでございます。

また、国の方では見直しの動きもあるようでございます。災害時において人の生命、身体、財産を守るために緊急かつやむを得ない理由がある場合は例外となっているわけですが、本人の同意なく事前に個人情報は現時点では提供できないというような状況でございますけれども、一つの例としまして去年の都市型洪水で被害を受けた杉並区ですか、個人情報を提供した職員は処罰されたと聞いておりますが、区民の方からはおかしいのではないかとというような意見が多数寄せられたとたしか新聞等に載っております。現時点では本人の同意を得ている場合ということが基本原則だと認識しておりますけれども、しばらく国等の動向等見守っていきたいと、このように考えております。利用できるような方向を期待しておるわけでございますけれども、そういうことでございます。よろしく願いいたします。

○生活環境部長（田辺恒久君） 再質問に対しまして、お答えいたします。

ハトのキャンペーンの内容につきましては、東京都に倣ってパンフレットの配布、えさやり防止のお願いの看板の設置、えさやりをしている人への説得等を、問題となっている場所を中心に行っていきたいと考えているところでございます。また、広報やホームページなどでもえさやり防止をお知らせしてまいりたいと思えます。

また、なぜえさやりがいけないのかということにつきましては、パンフレットでわかりやすく解説をし、より市民の皆様の御理解を得られるように努めてまいりたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

○11番（森田昌巳君） いろいろありがとうございました。本当に法の規制があつてなかなか難しいということでもありますけれども、災害弱者というものについてはやはりみんなで助け合つて、支え合つていかなければならないということは防災上の観点からもぜひ取り組まなければならない、またそういったことを進めなければならないわけですが、そういったことで助けてもらわなくても結構だという人もいるとは思いますが、そういう人を見殺しにすることはできません。プライバシーか人の命かということにはなるかと思えますけれども、とにかく災害弱者と言われる人たちは、そういった危険を察知する能力とか情報を得たり送ったりする能力、また適切な行動をとる能力、こういうことにハンディを持った人を災害弱者というようなことでもありますので、要支援ということでみんなで助け合つていかなければならないのではないかと思います。そういったことで、そういった得た情報は支援する

人たちと共有することによっていい効果が出るのではないかと思います。ぜひそういった個人情報保護条例とかプライバシーの壁を乗り越えて、取り組んでいただければと考えます。そういったことで、ことしから始まる個人情報保護条例ですか、その制定もあることでありますので、ぜひ取り組んでいただければと思います。要望としておきます。

それと、ハトの問題でありますけれども、いろいろなところでそういった問題に苦慮して、最終的にはそういったえさやり防止キャンペーンで効果を上げているということで、福生市でも取り上げていただきたいと思います。本当にハトは異常にふえて集団化して、それが害になるということでもあります。適正なえさの量で生態系を守り、適正なハトが飛び回る姿というのもいいものですから、ぜひそういったことでハトのえさやり防止キャンペーンを通じて、ハトの環境もよくなることを願っております。

以上で終わります、ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、8番阿南育子君。

（8番 阿南育子君質問席着席）

○8番（阿南育子君） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。私からは横田基地について、福祉行政について、学校の安全対策について、子どもの権利条例制定についての、大きくは4点について伺います。よろしく願いいたします。

まず、1点目の横田基地についてですけれども、横田基地の在日米軍再編問題、その後の状況についてということで、10月の末に中間報告が出されて以降、12月の議会でも進展がないという回答でしたが、その後は何か変わった情報はありますでしょうか。3月に、最終的な方向性を決定したいということだったかと思いますが、また、11月には防衛庁の政務官が来庁して当該自治体への連絡よりも報道が先行してしまったということをお詫び、今後は情報をやり取りしながら行くので御協力をお願いされたということだったかと思いますが、その後どのようなやり取りがあったのか、どのような内容だったのかをお聞かせください。

また、市のホームページや広報で横田基地再編への意見募集を行っておりますけれども、非常によいことだと思っております。少しでも早く意見を聞けますし、市民の方が意見を出さないまでも読んで関心を持つ人もいることでしょうか。市にとって大きな影響を及ぼすようなことであってもなかなか情報が行き渡るのが遅い場合もありますので、あらゆる手を使って広報して、これから福生市にどんなことが起こる危険性があるのか多くの人で考えて、意見を出し合うということが必要だと思っております。

それで、その意見募集の結果はいかがだったでしょうか。昨日の遠藤議員への答えではたしか76件とのことでしたが、きのうのうちにまたふえたとか、何かありますでしょうか。また、3月の最終案が出されるまでの具体的な日程など、わかっていることがあれば教えていただければと思います。

また2番目に、日常生活に関してですが、航空機の飛行の時間ですとかは何かとルールがあると思っておりますけれども、もう少し日常的なことに関してはどのような協定とか申し合わせがあるのかなのかというのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

というのは、私が住んでおりますマンションからベランダに立ちますと、左斜め、左の方向に国道16号を挟んで向こう側が、横田基地が広がっているというふうになっているのですけれども、ちょうど学校の施設のグラウンドになっていまして、よくいろいろなスポーツをやっているのです。夏場ですが、アメリカンフットボールの試合が行われていることがあるのですけれども、あれはハーフタイムショーとか言って、休憩時間にマーチングバンドがどかどかとして出てきて、ドラムを打ち鳴らしたりするのですけれども、夜の10時を過ぎてもやっていることがあるのです。それがハーフタイムですので、それからまた試合はなお続くということになって、歓声などが上がっているという状況ですけれども、スポーツ自体はいいかなと思いますし、マーチングバンドは私も大好きですので、むしろ見ていたいときもあるのですけれども、戦争になど行くよりもそういうスポーツで汗を流すという方がいいかなとも思いますが、何しろ住宅地の中にある基地ですので、商業地の中のドームとかスタジアムとは違いますので、幾ら窓が防音になっていると言っても、国道16号という騒音の壁があると言っても、やはり横田基地の中でこうこうと光がつけられて何かやっているというのはやはり気になりますし、日本の常識としていかなものかなと思うわけですが、きのうの一般質問の中でも「理不尽で横暴な隣人」という言い方が出てまいりましたけれども、なかなか一市民がインターホンで鳴らして、「ちょっとお宅うるさいですよ」と言いに行けるような状況ではありませんので、何かそういうことに対して約束事など交わされているのかどうなのかということをお聞きしたので、教えていただきたいと思っております。

それから、夕方になりますと日米の国歌が基地の中から聞こえて来るのですけれども、あれはどんな理由で、いつのころから流れているものなのでしょう。最近音が大きくなったのではないかと何をかの人に言われましたが、そういうことがあるのかどうかお聞きしたいと思っております。

今回の一般質問でもたくさんの議員の皆さんが取り組んでいる課題ですので、重なるところは簡潔にさせていただいて結構ですので、お願いいたします。

それから、2番目の福祉行政については、1点目は学童保育待機児童対策についてです。4月の新年度からの学童保育の申し込みが締め切りとなりまして、来年度の状況が出てきたと思っておりますので、予想される待機児童の状況と対策についてどのような考え方で、どのように予定しているのか教えてください。これも重なる質問で申しわけないのですが、よろしくお聞きいたします。

それから、2番目として児童館等の施設についての点検ということで、先日、八王子市の檜原小学校に学童保育の施設の見学に行ってきました。学童保育を学校の中でやっているというところだったので、普通の教室を学童の育成室に変えるというときの工夫として、蛍光灯がむき出しだったところに簡単な防護柵を取りつけて、何かボール遊びをしたりしたときの対策ということで対応されておりました。

そこで、福生市の児童館など公共施設を子どもが使うという視点で点検をしたことがありますでしょうか。子どもの動きにマッチした安全対策がされているかどうかということをお聞きしたいと思います。

3点目、学校の安全について、防犯カメラの設置の考え方についてです。東京都の予算で学校へも防犯カメラを設置することですが、その設置場所を選ぶときどのような考えのもとに選ばれたのでしょうか。プライバシーへの配慮や児童・生徒、保護者への説明はどのようにされるのか、伺いたいと思います。

また2点目、地域安全マップづくり、その後についてということで、地域安全マップづくりは児童・生徒、地域の方、みんなでつくることができ、地域の人も含めて子どもたちと地域の中にどんな危険があるのかというのを確認できるというすばらしい活動だと思っております。先日の「子どもの命を守る緊急シンポジウム」の際にも、でき上がったマップの展示がありましたが、そのマップを見ておきますと、落書きが書かれたままになっているとよくないとか、さまざまな指摘がありました。これについての改善はどのようにされたのかということをお聞きしたいと思います。

また、マップづくりは子どもみずからが危険箇所を知ることによって危険回避、危険防止策でありますし、子どもの自己防衛力を高める活動だと思っております。重要な取り組みだと思いますが、それについての考え方、今後の取り組みなどお聞かせください。

それから、4番目が子どもの権利条例制定についてです。1番の子どもの権利への考え方ということで、子どもの人権については国連の条約でも確認され、日本もそれを批准しております。すべての子どもがその子らしく成長していくために、人権への考え方は各自治体でも確認されているのがベストだと考えますが、市ではどのようなお考えをお持ちでしょうか、教えていただきたいと思っております。

それから、2番目として条例の制定について、さまざまな自治体で条例や憲章という形で子どもの権利が確認され、そのことによって市の施策へ大きく影響し、子どもが暮らしやすいまちづくりが進んでいるところも出てきています。福生市では条例を制定していくことについてはどのようにお考えでしょうか。

以上、何点か1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 阿南議員さんの御質問にお答えいたします。

横田基地についての1点目、在日米軍再編に伴う横田基地の態様の変化についてでございますが、2月までに日米の外務・防衛当局間の審議官級の協議等が行われておりますが、具体的な協議内容につきましては2月15日付の広報でお知らせし、議員の皆様にお送りした以上のことは全くそれ以後出ておりません。

また、5市1町が、それぞれが東京防衛施設局に提出した質問に対する回答という形にそれはなっております。この情報を広報に掲載し、意見を募集しているところでございます。内容につきましては昨日報告いたしましたところでございます。

また、今後のスケジュールでございますが、今後、市民からの意見を整理いたしまして、今定例会の基地対策特別委員会と全員協議会に報告し、議会と相談させていただき、市としての方針を出していきたいと考えております。

昨日以降ということがございましたので、その辺の意見の募集の状況につきましては担当部長から答弁をいたします。

次に、2点目の日常生活に関する協定についてでございます。航空機の騒音につき

ましてはお話のように午後10時から翌日の午前6時までの飛行については定めがございます。日常生活に関する騒音等についての協定については特に定めはないようでございます。個別に対応していくということになると思います。

御質問のアメリカンフットボールの試合時間は他のスポーツに比べると、試合時間の予測が大変難しいスポーツとのことであり、ある程度余裕を持って行っているとのことでございます。この件につきましては、横田基地に申し入れをしております、今後試合時間について検討したいとのことでございます。

次に、日米の国歌の放送につきましては、米軍が横田基地を開設した昭和21年ごろから継続しております、毎週月曜日から金曜日までの夕方に日米の国歌を放送しております。日本の国歌を放送するのは、日本国に対する敬意をあらわしているとのことでございます。なお、音量の増加については特に変更はしていないとのことでございます。

次に、福祉行政の1点目、学童保育待機児童の対策についてでございます。現在の申し込み総数506人、それから入所人数が460人、待機人数46人ということでございまして、小学校区の学童クラブごとの状況は既にお話ししてありますからよろしゅうございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、市では平成18年度の学童クラブの対応につきましては年々増加する入所希望者に対しまして、多くの待機児童が想定される学童クラブから、順次検討の対象といたしまして対応を図ってまいりました。この結果、この4月から第一小学校区の武蔵野台クラブで10人、第二小学校のたんぼぼクラブでは第二小学校内に余裕教室を使わせていただきまして、臨時第二たんぼぼクラブとして定員30人で開設をいたす予定でございます。

今後の学童クラブのあり方につきましては引き続き「学童クラブ施設の拡充に関する検討会」において待機児童の解消を最優先に、需要の予測を見極めながら対応を図っていきたいと考えております。

次に、2点目の児童館等施設の点検についての御質問でございますが、児童館につきましては子どもの安全な遊び場を提供する目的で設置しておりますので、子どもたちの動きなども想定の上で危険を排除するなどの工夫が施されているものと考えております。いずれの施設も指導員等を配置し、対応をしておりますので、これまでのところ大きな事故等はございませんが、万一の場合も考えられますので、再度点検をしております。

また、学童クラブ施設につきましては、地域会館併設と公民館・図書館併設の複合施設の中で学童クラブ事業が実施されております。基本的には各施設とも保育室として部屋を使用しておりますので、子どもが使う設備が完備されているものと考えております。なお、各クラブでは福生市社会福祉協議会の指導員に安全管理を含め学童保育業務の遂行をお願いしておりますので、さらなる安全管理に心がけるよう要請をしております。

次の、学校の安全についての1点目、防犯カメラ設置の考え方につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

2点目の、地域安全マップづくり、その後についてでございますが、昨年9月から行っておりますけれども、今回のマップづくりは犯罪がどこで起こったのかを調べるものではなくて、どのような場所が危険なのかということ町を歩き、危険を想像することによりまして危機回避の能力を高めてもらうことを目的とするものであるため、犯罪発生マップや不審者マップにならないように指導しながら実施をいたしました。

マップづくりの作業の中で、「落書きがある。木が茂り過ぎて見通しが悪い」など指摘されたものにつきましては都市建設部に指示をいたして処理をいたしております。また、3月18日には地域安全マップづくり参加者によりまして、総括発表会を行う予定をしております。

地域安全マップづくりの今後でございますが、来年度も引き続き地域の皆様の御協力をいただきながら、1人でも多くの方に参加していただき続けていきたいと考えております。

次に、子どもの人権条例制定についての第1点目、子どもの人権への考え方についてでございますが、申し上げるまでもなく、人権とはだれもが生まれながらにして持っている、人間が人間らしく生きていくための、だれからも侵されることのない基本的権利でございます。特に子どもは特別な保護及び援助についての権利を享有することができるとして、世界人権宣言、児童の権利に関する条約でも明言されているところでございます。

子どもが愛情あふれる家庭環境のもとで、人間として調和のとれた成長をするため、地域社会における責任として保護や援助がなされる必要がございます。子どもが社会の中でひとりの人間として尊重され、その中で主体的に学び、心身とも健全に成長することを保障する社会でなければなりません。本市といたしましても、将来の福生市を担う市民として、子どもの人権を明確に認識し、家庭並びに地域社会での子育てについて今後も多様な施策を行ってまいりたいと存じます。

第2点目の条例制定についてでございますが、基本的には子どもの人権についての認識を市民、地域社会と共有しながら家庭や地域での子育て力を高めていくことが必要であり、そのため子ども家庭支援センターの相談、援助体制の充実や、虐待などへの迅速な対応を図るとともに、学校、保育等を含めた総合的な子育て支援策を構築してまいりたいと考えております。条例の制定につきましては地域での多様な主体による子育て支援活動、地域での子育て力が高まる中で、ともに議論をしていくことが認識を深めていくことになると、そんなふうと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で、阿南議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 阿南議員さんの御質問にお答えをいたします。

学校の安全についての1点目、防犯カメラの設置の考え方についてでございますが、ほかにも同種の御質問をいただいておりますので、基本的なところでお答えを申し上げますと、このところ各地で学校を巡る悲惨な事件が発生しておりますが、児童・生徒が安心して学校生活を送っていくために、犯罪被害の未然防止の一つとして防犯カメ

ラの設置に向けた動きが出てきております。

そのような状況下で、東京都が全都的に設置をし、補助をするということとなり、この際、市としてもこの補助による助成を受けながら、平成18年度予算に防犯カメラを設置するための事業費を計上させていただいたものでございます。

防犯カメラの設置につきましては、全10校それぞれにカメラ4台、モニター2台、レコーダー1台、インターホン1台、撮影周知看板2カ所を基本に考えておりました、やみくもにだれでも撮影するというのではなく、不審者への監視の視点に立ち、職員室などから不審者の侵入監視が不可能な校門付近を中心に、また、夜間の敷地内に侵入し、飲食やたき火をするなどの行為も見られますので、建物の死角となっているようなところで、日ごろから侵入者がたむろしているところなどが撮影できるような場所に設置をしてまいりたいと考えております。

次に、プライバシーへの配慮などについてでございますが、記録された映像につきましては個人情報として認識をいたしまして、撮影された人のプライバシーの保護が図られなければならないことから、映像データの記録や保管など個人情報保護審査会の答申を遵守するとともに、運用、管理に関する要綱を定め、その適正を期してまいります。今後、防犯カメラの設置を進めるに当たりましては学校とも調整をいたしまして、児童・生徒や保護者へも御心配のないようお知らせをしてまいりたいと考えております。

以上、阿南議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 市長の補足答弁をさせていただきます。

市民からの意見募集の数でございますが、2月25日現在では76人となっておりますが、昨日の2月28日現在では162人となっております。なお、恐縮でございますが、内容分析等につきましてはできていない状況でございます。

○8番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございました。

横田基地についてですけれども、意見に関しては最後の締め切りを28日にしてあったかと思うのですけれども、駆け込みでバタバタと何人か送ってくれたようで、関心のある人がいるなというふうに感じました。その意見に関しては、正確な数は要らないのですけれども、ざっとでいいですから参考にお聞かせ願いたいのですけれども、ファックスが多かったのか、電話が多かったのか、メールが多かったかというようなことがわかれば、印象で結構ですのでお聞かせください。

それから、内容的にはきちんと連絡を取り合って、情報公開をしていきたいと思いますということがなかなかないということになってしまうのでしょうか。福生の方に聞いても、同じ思いをしているのかもしれませんが、どんな話をしているのか知らされないというのは全くもって理不尽だと感じますし、こちらからは質問を出したということですが、ほかにはやり取りはなかったということなのではないでしょうか。ちょっと確認をお願いします。

それから、市の中での横田基地対策特別委員会が17日にあり、28日が全員協議会ということでスケジュールはお聞きしましたが、国の方のスケジュールは何も聞いていないということなのではないでしょうか。3月末に最終案を出すという最初の予

定で行きますと、その前に当該の自治体には説明があるとか、何か具体的に何日に何かあるとか発表があるとか、何かわかっていることがありましたら教えてください。

それから、フットボールの関係ですけれども、申し入れをしていただいたということで、スポーツをやるなどはもちろん言いませんので、もしかしたら年に数回、特別な試合の日というのものもあるかもしれませんが、せめていついつにこんな試合があるので、遅くまで少々うるさいけれどもよろしくとかというお知らせがあってもいいのではないかと思います。日本の常識にも配慮していただきたいと思っていますので、今後もよろしくお願ひしたいと思っています。

それから、国歌については音量は変えていないということですが、風向き関係とかいろいろあるのかもしれませんが、やはり関心が高まっているということもあるのかもしれませんが。今後も要所、要所で情報の公開とか、市民との意見の交換の場を設定していく必要があるのではないかと思います。基地に関しては2点、再質問としてお願ひいたします。

それから、学童の待機児童の関係ですけれども、先ほどの青海議員へのお答えで、待機児童が46人出る見込みという話があったかと思うのですけれども、この46人に関してどのような状況になると予測されていますでしょうか。三小学区だけで20人いるということです。これをどのようなふうに対策するのかしないのか、子どもたちはどうなってしまうのか、教えていただきたいと思っています。

それから、基本的な考えとして児童の安全確保の視点から学校の教室をまず検討したということですけれども、児童の安全確保の視点を基本にしながら、武蔵野台クラブには定員50名のところに73人入れるというのはいかがなものなんでしょうか。それについてもやはりお考えを聞いておきたいと思っています。

青海議員からも指摘がありましたが、部屋をふやすと言いましても、死角になる場所ですし、現在、実質的にもう既に学童が使っている部屋なのです。その隣の学習室も含めて遊びに使っている部屋なので、現在、50人定員のところに63人ということで入っていますけれども、その63人でいっぱい、いっぱいに使っているという現実があります。そこにさらに10人入るとということですけれども、安全対策などいかがお考えなのかということをお聞きしたいと思っています。

それから、二小に関しては学校の中に学童をつくることになったということで、校長先生を初め関係者の御英断、本当によかったと思っております。ぜひいい先例となっていていただけるように学校と学童保育が協力して行っていただきたいということを、これに関してはお願ひをしたいと思います。

それから、児童館と施設の点検ということで、安全対策についてはもちろん児童館の各部屋は対策されていることと思いますが、廊下なども含めて全体を点検していただきたいというふうに思っております。子どもの動きを規制して、ルールをふやして子どもの動きをとめて安全対策をするというのではなくて、柵をつければ済むというような場合もたくさんあると思いますので、大人のサイドがちょっと工夫すれば、子どもたちの遊びをとめずに安全な空間をつくり出せるはずですので、ぜひよろしくお願ひいたします。児童館の廊下はやはりちょっとむき出しになっておりますので、そ

の下で順番待ちの子どもが並びながら遊んだりするのです。その辺をちょっと、できればやってほしいと思っておりますので、要望とさせていただきたいと思えます。

次に、学校の防犯カメラに関してですけれども、学校現場、そして児童・生徒、保護者によく理解をしていただくことをしながら進めさせていただきたいと思えます。地域に開かれた学校をつくっていくという意味で、現在、さまざまな学校にかかわっていただいている皆さんにも、ぜひ説明の機会を設けていただいて、防犯カメラがあったり、かぎもつくのでしょうか、学校の出入りの仕方などルールができるのでしょうか。その辺もぜひ地域の方にも理解を求めていくということをお願いしたいと思えます。

それから、地域安全マップの目指す自己防衛力を高めるということに関連いたしまして、このマップづくりのほかにとすることで、先ほどの青海議員の一般質問の中でもCAPについての話がありましたけれども、自己防衛力を高める基本として、自分自身がかけがえのない存在だと理解するということが大事だと私も思えます。

例えばと言うか、今、虐待もすごく問題になっていまして、一番子どもにとって信頼のおけるはずの、子どもに寄り添っていくべき保護者であるとか、教師であるとかという立場の人からの暴力が虐待なわけですけれども、そういうようなときにもどうしたらいいのかということもCAPは教えてくれるので、必ずしも教師が教える側に回らなくてもよりよい効果を期待できるという研修は可能だと思いますので、ぜひそういった点も考慮に入れていただいて、CAPの導入をしていただければというふうに思っております。

例えば、CAPを小学校二年のときにやって、小学校3年生で地域マップづくりをするとか、そのような感じで総合的なプログラムを考えていきたいというお話が先ほどありましたけれども、いずれ全員の子どもたちに行き渡るような形でやっていただければというふうに思えます。要望とさせていただきます。

子どもの権利条例制定についてですけれども、市長のお話では、「子どもは特別な保護及び援助についての権利を享有することができる」として明言されております」というお話がありました。もちろんそうですけれども、さらに、子どもがひとりの人間として意見を表明していく、自分の意見をちゃんと持っているのだということを確認するところが大事なところなのではないかと思っております。

さまざまな自治体でもう既に子どもの人権条例ですとか、子ども憲章ですとかという形で確認されているのですけれども、自治体によっていろいろなつくり方をしておりまして、意見表明権というのが入っていないような場合もあるのですけれども、ぜひそういうものを実現——意見表明権というものを入れた形での子どもの権利条例制定というものを実現していったらほしいと思っております。

「子どもの権利条例 東京市民フォーラム5周年記念集会」というのが10月1日にありまして、そこに行ってきたときの資料ですが、「条例や憲章が可能にする子ども自治体施策」というテーマで行われた集会ですが、その中に愛知県の高浜市が2001年度に行ったアンケート調査で、子どもへの調査の中で「自分が好きですか、あなたは自分のことが好きですか」という問いに対して、3分1のぐらいの子どもたちが「好き」とか「どちらかと言えば好き」というように答えていまして、3分の2は「ど

ちらかと言えば嫌い」「嫌い」「好きでも嫌いでもない」というような形で答えているのです。ですが、その同じ子どもたちの保護者たち、大人たちに聞いてみると、「自分の子どもは自分のことを好きだと思っていると思いますか」という問いに対して、「好き」「どちらかと言えば好き」がもうほとんど、80%ぐらいがそう思っているだろうと大人は思っているのです。子どものこの実感と大人の実感の違いというか、そういうことがありまして、やはり子どもの実感に寄り添うということが必要で、それは大人の側からの特別な保護及び援助のみでは、子どもの権利は保障されないということが証明されるのではないかと考えています。

また、つくり方に関してですけれども、地域の中でだんだんと議論が高まっていけばいいではないかというお話だったかと思いますが、やはり意識的に子どももまぜた形で話を始めていくということもきっかけづくりになりますので、逆に子どもの権利を定めて、そしてその上で学童のことですとか、児童館のことですとか、もう一度見直してみると、子どもが暮らしやすいまちづくりというのがさらにできるのではないかと考えております。ぜひそうした視点で積極的に子どもの権利条例づくりに取り組むようお願いをしたいと思います。一応、以上で、再質問が何点かあったと思いますが、よろしくお願いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 質問中でございますけれども、この際署名議員の一部に欠員がありますので、2番、串田金八君を補充いたします。

5時5分まで休憩いたします。

午後4時54分 休憩

~~~~~

午後5時5分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、横田基地関連で、市民の方の意見募集の出し方でございますが、はがきが圧倒的に多いとそのように感じております。

次に、2点目が国とのやり取りについてでございますが、新たな情報の提供はもとより、最終報告はどのような形態で、またどのように出されるのかとか、また御指摘にもございました国のスケジュール等につきまして問い合わせをいたしておりますが、具体的に示されていないのが現状でございます。

○福祉部長（木住野佑治君） 学童クラブの関係で、2点ほど再質問をいただいておりますのでお答えいたします。

さくらクラブの関係ですけれども、熊川クラブにまだ若干余裕があるわけでございます。そんなところもありまして、少しでも待機児童の解消を図りたいと考えておりますが、同時に引き続き、他の議員さんにもお答えいたしました。今後につきまして扶桑会館等の利用、こういったことも含めまして、学童クラブ施設の拡充に関する検討会で検討していきたいと考えております。

それから、武蔵野台クラブの増員によつての安全対策ですけれども、指導員、正規

職員を1名増員いたしまして、常時5名体制でお願いする予定でございます。人員を増員すれば解決できることでもございませぬけれども、学習室の使用を含め児童館との連携を図る中、一つの方法といたしましてクラス編成の工夫と社会福祉協議会と十分協議をいたしまして、事故が起きないように万全な体制を取っていきたいと思っております。

○8番（阿南育子君） ありがとうございます。横田基地に関しては、意見が戻ってくるのははがきが圧倒的に多いということですが、わかりました。

あとは、国のスケジュールに関してはまだ全然わからないということで、もう3月ですが、どうするおつもりなのかなと思いますが、また何か新しい情報が、こちらからも取りに行くという姿勢はあるのでしょうか、何かありましたら早い情報を流していただければと思います。

それから、学童に関してですけれども、なかなか希望とあいている場所が一致しないというのは悩ましいところで、熊川の方ではあいているのだけれども、さくらの希望が多いということなののでしょうか。なかなか難しいなと思います。

それから、武蔵野台の安全の対策として常時5名ということで1名職員を増員するという対策をされるそうですけれども、4月からは、もう始まってしてしまうことでしょうか、児童館の方とも連携をしていただいて、図書館の方からお話室だったところを学童の部屋にするわけですから、そちらも御協力をいただいているというふうに思いますので、児童館、建物全体で学童を見守る姿勢をつくっていただいて、安全対策をしていただきたいと思います。

また、どんなふうにするかというのは一番現場の先生方がどうしたらいいかというのはわかると思いますので、現場の声を一番に聞いていただいて、進めていただければと思います。

学童の田園クラブと武蔵野台クラブに見学に行かせていただいたのですが、どの指導員の方にお話を伺っても皆さんすごく理想を持ってきちっと仕事に臨んでいるなということで感動いたしましたし、今、学童は異年齢の関係で多人数で遊べる場ということで、昔は空き地でがき大将がいてみたいな環境があったのでしょうかけれども、そういうことが今、自然発生的に難しいという世の中になっている中で、学童というのはすごくいい場なのだと思うのです。ただ、余りにも狭いところに詰め込み過ぎると、やはり危険ということも出てきますし、田園と武蔵野台というのはすごく違いがあるなと感じたのは、お部屋の単純に広さというだけではなくて、天井までの高さとか、あと田園は1階にあって庭が見えたりとか、児童館部分が廊下の一番隅にあるのですが、それがちょっと体を動かせばそっちまで見渡されるというような環境があって、子どもたちが伸び伸びと、どこで遊んでも割と見渡せる環境がありますし、天井が高いということで空間があるので、すごく伸び伸びしているなという感じを受けました。

武蔵野台はそれに比べてお庭もありませんし、2階部分にあるので、本当に建物の中の部屋に詰め込まれるような感覚があるので、そこが少しちょっとかわいそうだなとやはりちょっと思ったのです。かといって、行き場のない子どもたちをつくるのも

またそれも心配ですので、扶桑会館とかあけられると本当にいいのではないかというふうに思います。

指導員のひとりの方がおっしゃっていたのですけれども、「3年生とか4年生まで、1年生から異年齢間で遊んで、それを順繰りに見ていけるので、すごく学童って子どもにとっていい場所なのよ」ということで、「何人でも本当だったら引き受けてあげたい気持ちなんです」とおっしゃってくださって、本当に頭の下がる思いがしました。そういう場を1カ所でも2カ所でも場所をふやしていただいて、今、優先順位をつけるとどうしても1年生、2年生というところで終わってしまったりして、待機児童3年生みたいになりがちなんですけれども、3年生とか4年生までいる場所が何カ所もあるというふうにした方がいいと思いますので、ぜひ前向きに扶桑会館のことを考えていただければ、扶桑会館でしたら四小学区の待機児童の対策にも使えるかもしれませんし、そうしたことも含めてぜひ一年度の途中でも条件を整えばすぐに始めるというような姿勢でやっていただきたいと思います。それを要望とさせていただきます。一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、2番串田金八君。

（2番 串田金八君質問席着席）

○2番（串田金八君） それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

八高線を横田基地内へ移設してのまちづくりの考えについて、3点お尋ねいたします。

一つ目が、八高線の踏切やガードについて。現在、二小の通学路にある五丁橋通りのガード下ですが、車社会だけのごく狭いガードであることは、皆様御存じのことと思います。現在のバリアフリー重視の福祉社会では考えられない、歩行者や弱者を全く無視した古い通路です。そのほかにも教会踏切など消防自動車も通れない踏切が八高線には多々あると思います。これは災害時に迅速な対応ができず、市民の安全は守れない状態です。八高線複線化計画の中での回答には、福生市が抱えるこれらの問題の解決策が含まれていないのは明らかではないでしょうか。複線化計画の最新の進捗状況をお聞かせください。

次に二つ目が、八高線を横田基地内に移設できないものか。昭和60年ごろだと思いますが、国道16号が往復4車線になりました。これは基地の前の商店街と横田基地とをセットバックして完成した4車線であったと思います。この道路を拡幅することで、16号の渋滞緩和がなされた大変成功した拡幅であったというわけです。そのことを思いながら、横田基地も必要があれば相談に乗り譲歩してくれるのではないかなというわずかな希望を持っての質問ですが、基地内に八高線を移設することはできないものなのでしょうか。物事を交渉するには時期とチャンスが必要です。基地再編成のこの時期、福生市の要望を横田基地と国にぶつけてみるのも一理あるのではないのでしょうか。

三つ目が、八高線移設後の跡地を利用してのまちづくりについて。立川に行くたびに人の多さにびっくりするのですが、再開発がうまく行くとこんなにも人が集まると

いう身近な例だと思えます。地主、デパート、ゼネコン、行政で立川駅北口再開発プロジェクトチームがつくられ、成功した事業と察します。

そこで、横田基地周辺のまちづくりですが、国道16号、横田基地前商店街、わらつけ街道、八高線跡地を再開発の中心と考えます。八高線が基地内に移設できれば、さきに述べた踏切やガードの問題が一遍に解消し、消防自動車の往来もスムーズになります。市民の安全と環境を考えた新しいまちづくりになります。市民の安全と環境を考えた新しいまちづくりは、先日、2月26日に行われた環境フォーラムや基地周辺まちづくりフォーラムのボランティアの方にも大きな励みになると思えます。基地のある町、福生市は独自の魅力あるまちづくりを行うべきだと思えます。景観を整え、活気ある商店街をアピールすることで福生の町により多くの人を訪れるようになると願います。無理押しの質問ではあると思えますが、市長の御答弁をよろしく願います。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 串田議員さんの御質問にお答えをいたします。

八高線の関係でございまして、まず最初の問題、緊急車両が通行できないなどの八高線に踏切等の課題がたくさんございます。五丁橋通りの鍋ヶ谷戸架道橋や教会踏切、福生第二、第三踏切の拡幅などについて再三JRに要望はいたしておりますけれども、複線化事業との絡みの中で進行していくというような感じでございまして、なかなか返事が得られていない状況でございます。これは今後も進めてまいります。

それから、八高線の複線化事業の状況でございますけれども、17年度末の時点で全体での用地取得が89%、福生市内では74%となっております。また瑞穂町の車両基地予定地でのオオタカ営業調査も終了し、次の段階へと進んでおります。この複線化事業にあわせて踏切等の拡幅についてJRと調整をしております。

串田議員さん御提案の横田基地への移設についてでございますが、事業主体はあくまでJRということになりますし、私有地の買収も進んでおりますことから、横田基地内敷地の利用はまた日米政府間の問題ともなります。大変難しいことだろうというふうには思っております。

いずれにしても、やるとすればJRの用地買収といった問題も含めてということになると思えますし、さまざまな問題が発生してまいりますので、少し長期的なスパンでいろいろ考えていかざるを得ないと、こんなふうに思えます。

市といたしましては、そういった長期的な問題と同時に複線化の促進、あるいは東福生駅の改善、踏切等の拡幅などについて今後ともJRに要望・協議をしてみたいと、できるだけ早く改善ができるように進めていきたいと、そんな思いで進めさせていただきたいと思えます。

以上で、串田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○2番(串田金八君) 市長の答弁、ありがとうございました。

それでは、参考までに2点の再質問をいたします。1点目に、八高線複線化に対する答弁が少々物足りないと感じますので、踏切の改善等の要望についてもう少し具体的に説明していただきたいと思えます。

次に、先ほどの質問の中にありました国道16号の4車線の拡幅の際に、横田基地がどのくらいセットバックしたのかお聞かせください。お願いします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、串田議員さんの再質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の八高線の踏切の改善等についてでございますが、市長答弁にございましたように再三にわたりまして、八高線複線化事業にあわせて踏切等の拡幅、改善要望をしましてまいりました。しかし、複線化事業着手までにはまだ時間を要すると、こういうJR八王子支社の話もあったことから、交通量が多く踏切がボトルネックになっていて、小中学校の通学路に指定されている場所であります一中の先の教会踏切、東福生駅の南側の福生第二踏切、東福生北側の福生第三踏切等につきまして八高線複線化整備前に改善していただくために、昨年平成17年2月4日付で、文書で要望し、その後も機会あるごとに早期改善の要望をしているところでございまして、本年の1月16日に市長が年始のあいさつに行きましたときもこのことを話しているところでございます。

次に、2点目の国道16号線の4車線の拡幅関連でございますが、国土交通省相武国土事務所に確認をいたしましたところ、この国道16号線の4車線拡幅は武蔵野橋から目白第二病院手前信号までの約4.3キロメートルにつきまして、工事期間はちょっと不明でございますが、昭和63年5月に供用開始をされたというふうに聞いております。面積は3万9341.25平方メートルということでございますので、4.3キロですから、それから計算いたしますと9メートル前後の拡幅があったというふうに推察できます。1車線3メートルといたしまして、2車線と歩道橋かこんなふうに考えるところですが、そのような中でこの同面積を西住宅地区でふやしまして、このときの基地の面積は減っていないと、こんなふうに聞いていますところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（串田金八君） 再質問への答弁、ありがとうございます。これより要望を述べさせていただきます。

御説明によると、現在のところ八高線の移設は不可能という結論のようですので、手を変え、品を変えというか、もう少し視点を変えての要望を申し上げます。現在、中央線が三鷹立川間を高架にする工事を行っております。高架にすると費用の面でも高価になってしまいますが、直面している交通事情や用地取得の問題など、今後のことを考えればJRにとっても町にとっても大変効果的であるという結論に達したのだと思います。土地の少ない福生市においても、高架は有効で魅力的な改築工事です。八高線、五日市線、青梅線を高架にする方向への要望をしたいと思います。

また、現在立川から新青梅までが開通・運行している多摩都市モノレールですが、近い将来には瑞穂町まで延伸すると聞いております。その先には青梅、あきる野への計画もあるようですが、瑞穂から分岐して国道16号線沿いに福生から拝島間の乗り入れができるように国に要望してもいいのではないのでしょうか。

次に、まちづくりに対する要望ですが、京の都は一条通り、二条通りを初め弁慶が牛若丸から100本目の刀を取ることで戦った五条大橋など碁盤の目につくられた通

りが現在でも変わらずに使っております。何百年もの先を読んだまちづくりが本当のまちづくりだと思います。

福生市においても将来をしっかりと見据えたまちづくりを行いたいものです。先ほどの質問の中で横田基地商店街が出ましたので、ちょっとお話をさせていただきます。今、営業している商店の中には大変頑張っているお店もありますが、残念ながら年々店じまいするところがふえています。原因はいろいろありますが、その一つに駐車場が確保できないということがあります。せっかく横田に遊びに来たのに、駐車禁止を取られた、2度と福生には買い物に来ないという厳しい声も聞いております。

どんなにしゃれたお店でも、おいしいレストランでも車をとめられないならよそで済ましてしまうということになるかもしれません。店じまいした跡地がふえて、またそこにコンビニやファミリーレストランができれば、日本全国同じような店と街並みになってしまいます。基地のある町、福生市は独自の横田らしさを全面に出したまちづくり、お店づくりをしたいものです。お金をいっぱい持って福生に買い物や食事に来たお客さんが安心して駐車できる駐車場をつくることや、近年ヨーロッパのまちづくりの中に路面電車を使ったまちづくりが静かなブームになっていると小耳にしました。本市でも、各商店街を結ぶ路面電車を走らすアイデアとか、商店街に奮起してもらい、商店街学童クラブの設置などなどですけれども、商店街学童クラブは商店街と親子との交流があり、買い物も商店街でもらうし、利点がかなりあると思います。商店街のイベント等に家族ぐるみで参加するとか、その子どもが成長することによって商店街の思い出をいっぱい吸収した「福生人」に成長してくれると思います。これらのさまざまなグッドアイデアを市民から募ってみるのも一考ではないでしょうか。

次に、16号の裏にあたるわらつけ街道ですが、子どもたちの通学路として、また歩行者が安心して歩ける道路整備を行ってほしいものです。趣のある町の裏通りは、やはり趣のあるものだと思います。散歩しながらサイクリングしながら、横田らしさを感じられるような街並みが目の前に広がっていく、そんな福生をイメージした新しいまちづくりのプロジェクトチームを実現していただくように要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は3月2日午前10時より開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

午後5時30分 延会

